

指宿市過疎地域自立促進計画

平成28年度～32年度

〔平成29年11月変更版〕

鹿児島県指宿市

過疎対策の概要

過疎対策とは

過疎地域^{*}での住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域の多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるようにするためのものである。

※過疎地域とは、地域の人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状態にある地域

過疎地域自立促進特別措置法

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に制定された法律である。

【具体的施策】

● 財政上の特別措置

- 国の補助の割合の特例
 - ・学校、屋内運動場、教職員住宅、保育所、消防施設
- 過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）

● 行政上の特別措置

- 都道府県代行制度
 - ・基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備
 - ・公共下水道の幹線管渠等の整備
- 医療、福祉、交通、情報、教育、文化等、農地法等による処分、国有林野の活用への配慮

● 金融上の特別措置

- 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付
- 中小企業に対する資金の確保
- 沖縄振興開発金融公庫からの住宅建設等に係る資金の貸付

● 税制上の特別措置

- 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例
- 所得税・法人税に係る減価償却の特例
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん

【過疎地域自立促進計画】

過疎地域の市町村は、都道府県が定める過疎地域自立促進方針に基づき、あらかじめ都道府県に協議し、市町村議会の議決を経て過疎地域自立促進計画を定めることができる。なお、平成22年4月1日から、これらの策定に係る義務付けが廃止されているが、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画の策定が必要となっている。

過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域の要件

過疎法第2条第1項及び第32条に基づく、要件及び本市の該当の有無状況は次のとおり

<平成26年4月改正による追加要件>

○人口要件

次のA, B, C, Dのいずれかに該当

- ・昭和40年から平成22年までの45年間の人口減少率

A 人口減少率が33%以上 ⇒ 0.26 非該当

B 人口減少率が28%以上で、平成22年の高齢者比率が32%以上
⇒ 0.32 該当

C 人口減少率が28%以上で、平成22年の若年者比率が12%以下
⇒ 0.12 該当

ただし、ABCの場合、昭和60年から平成22年までの25年間で10%以上人口が増加している市町村は除かれる。

- ・昭和60年から平成22年までの25年間の人口減少率

D 人口減少率が19%以上 ⇒ 0.19 該当

○財政力要件

平成22年度から平成24年度の3か年平均の財政力指数が0.49以下

⇒ 0.38 該当

両要件に該当しても、その市町村に公営競技収入がある場合、平成24年度の売上金が40億円超の市町村は除かれる。

過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	期間	対象地域の推移			
		指宿市	旧指宿市	旧山川町	旧開聞町
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	昭和45年度～昭和54年度	△	—	●	—
過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	昭和55年度～平成元年度	△	—	●	●
過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	平成2年度～平成11年度	△	—	●	●
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	平成12年度～平成14年度	△	—	●	●
平成14年追加公示 (過疎地域該当要件追加)	平成14年度～平成17年	△	—	●	●
新・指宿市誕生	平成18年～平成21年度	◎	(◎)	(◎)	(◎)
平成22年法改正 (法期限を平成28年3月末日まで延長)	平成22年度～平成24年度	◎	(◎)	(◎)	(◎)
平成24年法改正 (法期限を平成33年3月末日まで延長)	平成25年度～平成25年度	◎	(◎)	(◎)	(◎)
平成26年法改正・追加公示 (過疎地域該当要件追加)	平成26年度～平成32年度 (法制定当初から21年間延長)	●	(●)	(●)	(●)

※ ◎印は、「みなし過疎」。市町村合併をした市町村で、過疎法第33条第1項の規定により、合併後の新市の全区域が過疎地域とみなされる市町村

目次

第1章 基本的な事項	1
1 市の概況	1
(1) 市の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
(2) 市における過疎の状況	2
(3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向	4
2 人口及び産業の推移と動向	5
3 行財政の状況	10
(1) 行財政の状況	10
(2) 公共施設整備水準等の現状と動向	13
4 地域の自立促進の基本方針	14
5 計画期間	16
6 公共施設等総合管理計画との整合	16
第2章 産業の振興	17
1 現況と問題点	17
(1) 農業	17
(2) 林業	17
(3) 水産業	18
(4) 商業	19
(5) 企業誘致	19
(6) 観光	19
2 その対策	20
(1) 農業	20
(2) 林業	21
(3) 水産業	21
(4) 商業	21
(5) 企業誘致	21
(6) 観光	22
3 計画	23
4 公共施設等総合管理計画との整合	27
第3章 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	28
1 現況と問題点	28
(1) 交通基盤	28
(2) 交通機関	28

(3) 情報通信	29
(4) 地域間交流	29
2 その対策	30
(1) 交通基盤	30
(2) 交通機関	30
(3) 情報通信	30
(4) 地域間交流	31
3 計画	32
4 公共施設等総合管理計画との整合	32
第4章 生活環境の整備	33
1 現況と問題点	33
(1) 上水道施設	33
(2) 下水処理施設	33
(3) 廃棄物処理施設	33
(4) 火葬場	34
(5) 消防施設	34
(6) 公営住宅	34
(7) その他	35
2 その対策	36
(1) 上水道施設	36
(2) 下水処理施設	36
(3) 廃棄物処理施設	36
(4) 火葬場	37
(5) 消防施設	37
(6) 公営住宅	37
(7) その他	37
3 計画	39
4 公共施設等総合管理計画との整合	42
第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
1 現況と問題点	43
(1) 高齢者の保健及び福祉	43
(2) 児童，母子（父子）の保健及び福祉	43
(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉	44
2 その対策	44
(1) 高齢者の保健及び福祉	44

(2) 児童，母子（父子）の保健及び福祉	45
(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉	45
3 計画	46
4 公共施設等総合管理計画との整合	47
第6章 医療の確保	48
1 現況と問題点	48
2 その対策	48
3 計画	49
4 公共施設等総合管理計画との整合	49
第7章 教育の振興	50
1 現況と問題点	50
(1) 幼児教育	50
(2) 学校教育	50
(3) 社会教育	51
2 その対策	52
(1) 幼児教育	52
(2) 学校教育	52
(3) 社会教育	53
3 計画	55
4 公共施設等総合管理計画との整合	58
第8章 地域文化の振興等	59
1 現況と問題点	59
2 その対策	59
3 計画	61
4 公共施設等総合管理計画との整合	61
第9章 集落の整備	62
1 現況と問題点	62
(1) 地域で支えあう活動	62
(2) 新たな地域コミュニティ	62
(3) 地域内分権	62
2 その対策	63
(1) 地域で支えあう活動	63
(2) 新たな地域コミュニティ	63
(3) 地域内分権	63

3 計画	64
4 公共施設等総合管理計画との整合	64
第 10 章 その他地域の自立促進に関し必要な事項	65
1 現況と問題点	65
(1) 自然エネルギーの利活用	65
(2) 定住促進	65
(3) 共生・協働の人材育成	65
(4) 男女共同参画社会の形成	65
2 その対策	66
(1) 自然エネルギーの利活用	66
(2) 定住促進	66
(3) 共生・協働の人材育成	66
(4) 男女共同参画社会の形成	66
3 計画	68
4 公共施設等総合管理計画との整合	68
(添付) 事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度) 過疎地域自立促進特別事業分	69



第1章 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 経過

平成18年1月1日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町が対等合併し、指宿市が設置された。合併前の揖宿郡山川町、同郡開聞町の区域が、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の対象地域（以下「過疎地域」という。）であったが、合併後、指宿市は「みなし過疎地域」となった。

その後、平成26年4月1日の改正過疎法の施行に伴い、市内全域が「過疎地域」の対象となっている。

② 自然的条件

本市は、薩摩半島の最南端、鹿児島湾口に位置し、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島と相対し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接している。南は東シナ海に臨み、明媚な風光を誇っている。地域全体の面積は、148.84km²で鹿児島県全体の約1.6%となっている。中央部には九州一の大きさを誇る池田湖、南西部には標高924mの薩摩富士の別名で呼ばれる秀峰開聞岳、南部には南国ムード漂う長崎鼻、東部には潮の干満で陸続きになる、環境省の「かおり風景百選」に認定された知林ヶ島を有している。

市の全域を霧島火山脈が縦断しており、世界的にも珍しい「天然砂むし温泉」をはじめ、豊富に湧出する温泉に恵まれている。

また、1日に10万tも湧き出る清水に代表され、豊かな水環境を有するそうめん流しで有名な唐船峡の周辺地域は、国土交通省の「水の郷百選」に認定されている。

さらに、市内には国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や水迫遺跡に代表される歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られている。年間平均気温は、暖流の影響で約19℃と高く、温暖で亜熱帯的な気候のため、市内にはソテツが自生し、幸せを呼ぶと言われている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息している。

③ 歴史的条件

旧指宿市は、昭和29年4月1日、指宿町と今和泉村との対等合併によって市制を施行している。

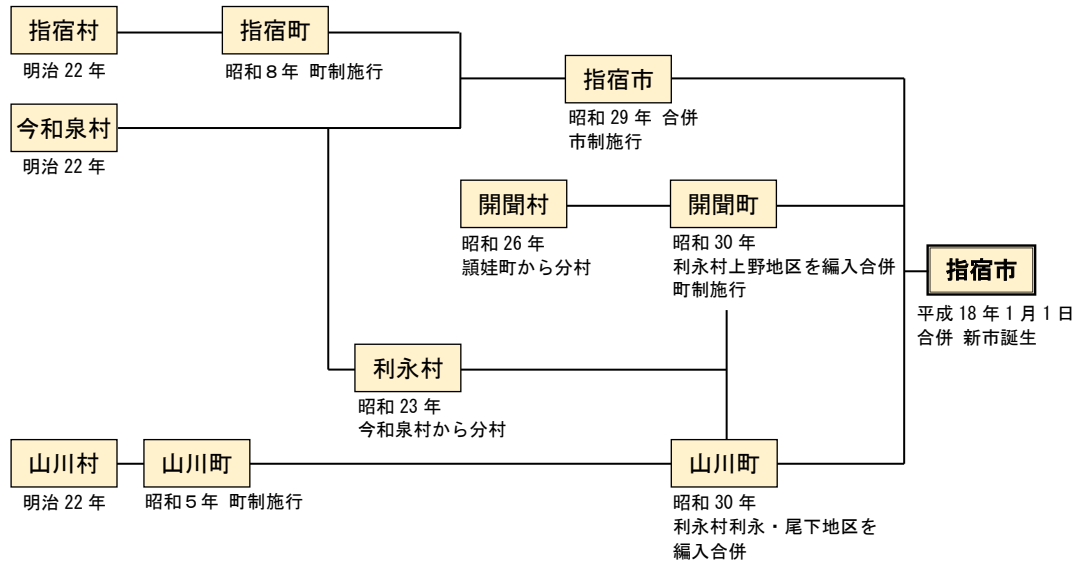
旧山川町は、昭和5年1月1日、町制を施行し、昭和30年4月1日、合併促進法に基づき、利永村の利永及び尾下の両地区を編入合併している。

旧開聞町は昭和26年10月1日、開聞村として顛娃町より大字仙田、十町が分村独立し、昭和30年4月1日、利永村上野地区を吸収合併し、同時に町制を施行している。

そして、平成18年1月1日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町は対等

合併し指宿市となった。

(図表 市域の変遷)



④ 社会・経済的条件的概要

本市は、薩摩半島の最南端に位置し、国道 226 号と J R 指宿枕崎線が市の住居密集区域を U 字型に縦断しており、県道岩本開聞線との結節により市域を循環することができる。また県都の鹿児島市中心部からは国道 226 号が唯一の基幹道路であるが、慢性的な交通渋滞をきたしており、1 時間以上を要する。

産業は観光、農業及び水産業が主体であり、観光は霧島錦江湾国立公園に指定されている自然景観や世界的にも珍しい砂むし温泉をはじめとした観光施設を生かした特色ある観光地づくりが進められている。

農業は温暖な気候や豊かな大地、池田湖からの広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花きなどの質の高い農産物が生産されている。また、天然の良港である山川漁港などにおいては水産業及び鯉節などの水産加工業が栄えるなど、南の食料供給基地として発展してきている。

(2) 市における過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、わが国の高度経済成長を迎えた昭和 35 年頃から若年層を中心に都市部への流出が続き、平成 22 年には昭和 35 年と比較すると 70.3%まで減少している。

昭和 50 年から昭和 60 年までは減少が鈍化していたが、平成 2 年から減少率が大きくなっている。

また、平成 22 年国勢調査では本市の人口は 44,396 人で、県全体の 2.6%を占めている。平成 17 年国勢調査時と比較すると 5.18%の減少で、県全体より人口減少の割合が高くなっている。

高齢者比率については、平成 22 年国勢調査で 32.1%となっており、県平均の 26.5%よりも 5.6 ポイント高く、今後も高齢化が進行することが予想される。

なお、世帯数は平成 22 年国勢調査で 19,210 世帯となっており、1 世帯あたりの人

口は2.23人で、県平均（2.27人）とほぼ同じである。

人口減少の要因としては、長引く経済の低迷により、雇用力のある企業が立地していないことや観光客数が伸び悩んでいること、基幹産業である農業・水産業において、農水産物などの価格が不安定なため、安定した経営、所得の向上が望めないことなどから若年層が定着せず、後継者不足や未婚者の増加をもたらしているからである。また、少子化による人口の自然減少も主な要因に上げられる。

② これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

旧山川町、旧開聞町は以前から過疎地域ということもあり、旧過疎地域活性化特別措置法などの適用を受け、交通通信体系の整備を重点的に行ってきたが、合併後の指宿市も過疎地域自立促進特別措置法の「みなし過疎地域」ということで市内全域が過疎地域として指定されたことから、同じく交通通信体系の整備を重点に過疎対策を実施してきた。

その他、教育関連施設としては各学校の施設や学校給食センター、図書館等を整備した。

産業振興の面においては、基幹産業である農業の振興のために、基盤整備や経営近代化施設整備などを整備した。

水産業振興においては、漁港機能施設を整備するとともに、係船施設・内防波堤を整備した。また、水域環境保全のための排水処理施設や地場産業振興のため流通販売施設などを整備した。

定住促進対策として、生活環境の面で地域活性化住宅、公営住宅などを整備した。

観光又はレクリエーションの面では、交流人口の増加を目的とした観光施設、指宿駅前を整備した。

③ 現在の課題

旧過疎法以来、産業の振興策など種々の施策が講じられてきたが、若年人口の都会への流出、少子化による人口減少は続いている。

このような現状の中、産業の振興については、基幹産業である農林水産業の担い手の育成・確保、安心・安全といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や温泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開、観光業や商業等との各産業相互間の多様な連携が重要である。また、豊かな自然環境や食文化等を満喫できる体験型観光の推進、活気ある商業活動・地場産業の振興も重要である。

社会基盤については、市内外を結ぶ様々な幹線ネットワークの整備が、市民生活の充実や観光振興、地場産業の発展に大きく寄与するものであることから、生活・観光・産業の基盤整備としての道路・交通網の確立、魅力あふれる街並みの形成が重要である。

生活環境については、環境問題が地球レベルでの大きな課題になっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要である。

保健医療福祉については、温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進、子育て支援体制や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化、保健医療福祉を支える人材の育成・確保が重要である。

教育文化については、学校、家庭、地域が一体となって、特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動等を展開していく必要がある。また、市民が自らの個性と能力を伸ばせる生涯学習社会や、ふるさとの歴史や文化に誇りをもち、それらを次代に引き継げるような環境づくり、市民の健康保持や体力向上に寄与するスポーツ・レクリエーション活動の推進が重要である。

コミュニティ・協働については、市民と行政の役割分担のもとに、自分たちのまちは自分たちで考え、実践していくという意識を市民も行政もしっかりと持ち、それぞれの立場で共通の目的に向かって、協働していくことが重要である。

④ 今後の見通し

これまでの過疎地域自立促進計画により推進してきた各種施策を引き続き推進しながら、本市の持つ温泉や海・森林・湖沼等の恵まれた自然環境が、市民生活や観光客に様々な形で活用され、人々の安心・健康に対するニーズを満たす農林水産物や製品・サービスを創り出す産業が生まれ、健康に満ちた市民や国内外の観光客であふれるまちづくりを進める。

(3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

産業構造は全国的に第一次産業から第二次、第三次産業へと移行しつつある。

本市においても、第一次産業人口は、昭和 35 年に全体の 62.7%を占め産業構造の中で突出していたが、農畜産物の輸入自由化や産地間競争の激化など、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年人口の市外流出などによる後継者不足や従事者の高齢化など多くの問題から、平成 22 年現在、22.4%まで落ち込んだ。

その反面、第三次産業人口は 26.9%から 62.5%にまで増えているが、これは多業種の大規模店舗がオープンしたことなどが要因の一つと考えられる。

② 社会経済的発展の方向

技術の向上に伴う、人や物の輸送手段の充実や道路交通網の整備により、通院、通学、買物など日常生活圏が拡大し、さらに産業や経済活動も広域化が進んでいる。

今後は、質の高い食料を安定的に供給できる南の食料供給基地として、また、多彩な地域資源を生かした世界に誇れる観光地づくりを目指すため、諸施策の展開を図る必要がある。

また、南薩東部地区広域営農団地農道整備や国道 226 号の四車線化、県道指宿鹿児島島インター線の拡幅改良を促進し、広域的なネットワークとしての道路網の整備を積極的に進める必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、わが国の高度経済成長を迎えた昭和 35 年頃からは、若年層を中心に都市部への流出が続き、平成 22 年には昭和 35 年と比較すると 70.3%まで減少している。また、昭和 50 年から昭和 60 年までは減少率が鈍化していたが、平成 2 年から再び減少幅が大きくなっている。

年齢階層別では、別表「人口の推移（国勢調査）」のとおり、0 歳～14 歳の減少が大きく、昭和 45 年（国勢調査）の 21.1%の減少をピークに昭和 60 年には幼年人口の減少に歯止めがかかったかにみえたが、平成 2 年以降は大幅に減少している。

15 歳～64 歳の階層では、昭和 50 年は一時的に増加に転じていたが、平成 2 年頃から減少幅が大きくなり、平成 22 年では 4.0%の減少となっている。

一方、65 歳以上の階層では、昭和 35 年に比べて平成 22 年は 2.7 倍以上に増加しており、高齢者比率も平成 22 年には 32.1%となっている。

今後も 15 歳～64 歳の階層は減少し、65 歳以上の階層は増加していくものと思われる。

また、平成 22 年国勢調査による産業別就業人口の割合は、第一次産業が 22.4%、第二次産業が 14.6%、第三次産業が 62.5%となっており、県平均と比較すると、第一次産業の就業比率が高く、第二次産業と第三次産業の就業比率が低い構造になっている。

第一次産業従事者の高齢化は、生産力の脆弱化や後継者不足など深刻な問題となっており、本市の主要産業である農業・水産業の振興を図るためにも、早期の対策が求められている。

■人口の推移（国勢調査）

表 1 - 1 (1) 人口の推移（国勢調査）

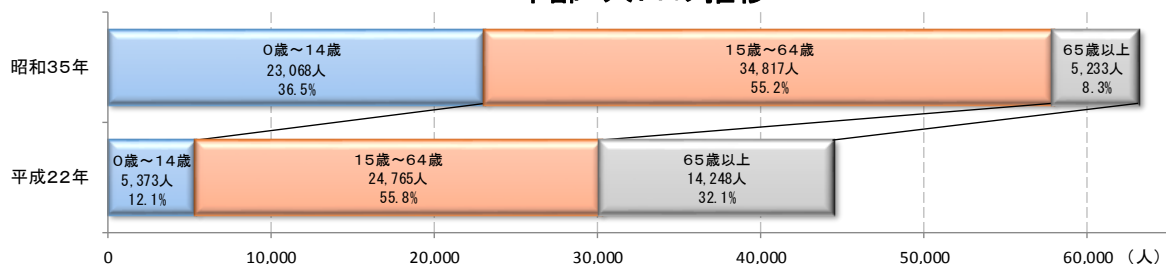
区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 63,118	人 59,615	% △ 5.5	人 55,832	% △ 6.3	人 55,282	% △ 1.0	人 55,138	% △ 0.3
0歳～14歳	23,068	19,170	△ 16.9	15,126	△ 21.1	12,935	△ 14.5	12,293	△ 5.0
15歳～64歳	34,817	34,735	△ 0.2	34,482	△ 0.7	35,308	2.4	34,748	△ 1.6
うち15歳～29歳(a)	11,686	11,028	△ 5.6	10,823	△ 1.9	11,217	3.6	9,928	△ 11.5
65歳以上(b)	5,233	5,710	9.1	6,224	9.0	7,039	13.1	8,097	15.0
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 18.5	—	% 19.4	—	% 20.3	—	% 18.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.3	% 9.6	—	% 11.1	—	% 12.7	—	% 14.7	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 54,781	% △ 0.6	人 52,240	% △ 4.6	人 50,529	% △ 3.3	人 48,750	% △ 3.5	人 46,822	% △ 4.0
0歳～14歳	11,877	△ 3.4	10,313	△ 13.2	8,434	△ 18.2	6,931	△ 17.8	5,936	△ 14.4
15歳～64歳	34,004	△ 2.1	31,830	△ 6.4	30,238	△ 5.0	28,518	△ 5.7	26,825	△ 5.9
うち15歳～29歳(a)	8,451	△ 14.9	7,092	△ 16.1	7,118	0.4	7,210	1.3	6,512	△ 9.7
65歳以上(b)	8,900	9.9	10,097	13.4	11,857	17.4	13,301	12.2	14,061	5.7
(a)/総数 若年者比率	% 15.4	—	% 13.6	—	% 14.1	—	% 14.8	—	% 13.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.2	—	% 19.3	—	% 23.5	—	% 27.3	—	% 30.0	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 44,396	% △ 5.2
0歳～14歳	5,373	△ 9.5
15歳～64歳	24,765	△ 7.7
うち15歳～29歳(a)	5,480	△ 15.8
65歳以上(b)	14,248	1.3
(a)/総数 若年者比率	% 12.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 32.1	—

※昭和55年は不詳2名，平成2年は不詳52名，平成22年は不詳10名

年齢・人口の推移





■人口の推移（住民基本台帳）

表 1 - 1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 49,302	—	人 47,494	—	% △ 3.7	人 44,909	—	% △ 5.4
男	22,637	% 45.9	21,794	% 45.9	△ 3.7	20,590	% 45.8	△ 5.5
女	26,665	% 54.1	25,700	% 54.1	△ 3.6	24,319	% 54.2	△ 5.4

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 42,547	—	% △ 5.3	人 41,978	—	% △ 1.3	
男 (外国人住民除く)	19,493	% 45.8	△ 5.3	19,247	% 45.9	△ 1.3	
女 (外国人住民除く)	23,054	% 54.2	△ 5.2	22,731	% 54.1	△ 1.4	
参 考	男(外国人住民)	38	0.1	—	33	0.1	△ 13.2
	女(外国人住民)	166	0.4	—	167	0.4	0.6

■人口の見通し（各上位・関連計画における将来人口）

表1-1(3) 人口の見通し(各上位・関連計画における将来人口)

「第二次指宿市総合振興計画」(平成28年3月策定)																																																
2025年(平成37年)の目標人口：37,000人程度																																																
「指宿市都市計画マスタープラン」(平成25年11月策定)																																																
2033年(平成45年)の目標人口：37,200人																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">現況</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">20年後</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自然減：年間約260</td> <td style="text-align: center;">▶</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自然減：年間130人</td> <td>20年間の自然減：約3,900人</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社会減：年間約150</td> <td style="text-align: center;">▶</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社会減：年間75人</td> <td>20年間の社会減：約2,300人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">・このことから、目標年次(平成45年度)の目標人口フレームを37,200人と設定します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">基準年次(平成25年度)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">20年間の人口減少を 6,200人に抑える。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 20%;">目標年次(平成45年度)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">43,400人</td> <td style="text-align: center;">▶</td> <td></td> <td style="text-align: center;">▶</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">約37,200人</td> </tr> </table>	現況		20年後		自然減：年間約260	▶	自然減：年間130人	20年間の自然減：約3,900人	社会減：年間約150	▶	社会減：年間75人	20年間の社会減：約2,300人	基準年次(平成25年度)		20年間の人口減少を 6,200人に抑える。		目標年次(平成45年度)	43,400人	▶		▶	約37,200人																										
現況		20年後																																														
自然減：年間約260	▶	自然減：年間130人	20年間の自然減：約3,900人																																													
社会減：年間約150	▶	社会減：年間75人	20年間の社会減：約2,300人																																													
基準年次(平成25年度)		20年間の人口減少を 6,200人に抑える。		目標年次(平成45年度)																																												
43,400人	▶		▶	約37,200人																																												
「指宿市版地方人口ビジョン」(平成27年10月策定)																																																
<p>将来人口推計では、本市試算で2015年(平成27年)：41,757人 2060年(平成72年)：25,312人</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> <th>2035年</th> <th>2040年</th> <th>2045年</th> <th>2050年</th> <th>2055年</th> <th>2060年</th> </tr> <tr> <th>年次</th> <th>(平成 22)</th> <th>(平成 27)</th> <th>(平成 32)</th> <th>(平成 37)</th> <th>(平成 42)</th> <th>(平成 47)</th> <th>(平成 52)</th> <th>(平成 57)</th> <th>(平成 62)</th> <th>(平成 67)</th> <th>(平成 72)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市研推計</td> <td>44,391</td> <td>41,757</td> <td>39,470</td> <td>37,331</td> <td>35,371</td> <td>33,503</td> <td>31,632</td> <td>29,776</td> <td>28,078</td> <td>26,596</td> <td>25,312</td> </tr> <tr> <td>本市試算</td> <td></td> <td>41,889</td> <td>39,397</td> <td>36,849</td> <td>34,377</td> <td>31,998</td> <td>29,635</td> <td>27,291</td> <td>25,110</td> <td>23,150</td> <td>21,379</td> </tr> </tbody> </table>	年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	年次	(平成 22)	(平成 27)	(平成 32)	(平成 37)	(平成 42)	(平成 47)	(平成 52)	(平成 57)	(平成 62)	(平成 67)	(平成 72)	市研推計	44,391	41,757	39,470	37,331	35,371	33,503	31,632	29,776	28,078	26,596	25,312	本市試算		41,889	39,397	36,849	34,377	31,998	29,635	27,291	25,110	23,150	21,379
年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年																																					
年次	(平成 22)	(平成 27)	(平成 32)	(平成 37)	(平成 42)	(平成 47)	(平成 52)	(平成 57)	(平成 62)	(平成 67)	(平成 72)																																					
市研推計	44,391	41,757	39,470	37,331	35,371	33,503	31,632	29,776	28,078	26,596	25,312																																					
本市試算		41,889	39,397	36,849	34,377	31,998	29,635	27,291	25,110	23,150	21,379																																					
「指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年10月策定)																																																
2060年(平成72年)の目標人口：25,000人以上を維持																																																



■産業別人口の動向（国勢調査）

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

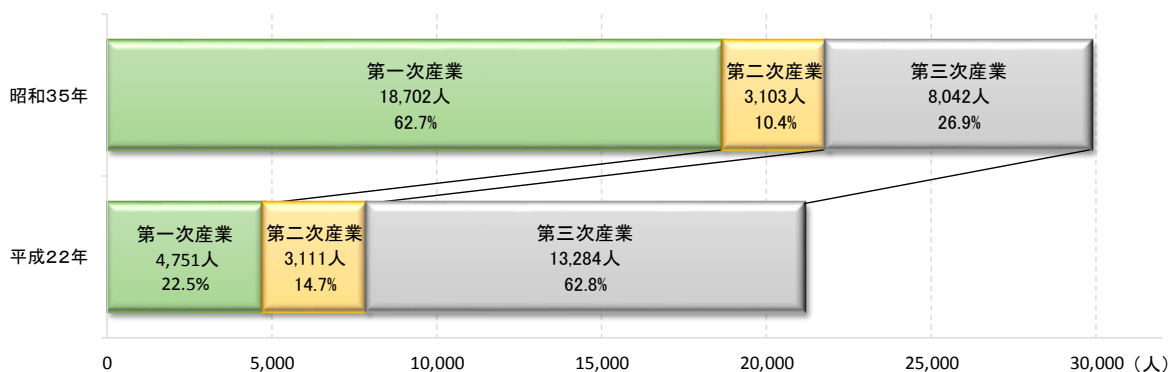
区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 29,847	人 27,570	% △ 7.6	人 27,153	% △ 1.5	人 25,918	% △ 4.5	人 26,205	% 1.1
第一次産業 就業人口比率	% 62.7	% 52.5	-	% 44.5	-	% 35.3	-	% 30.5	-
第二次産業 就業人口比率	% 10.4	% 12.7	-	% 13.1	-	% 15.7	-	% 18.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 26.9	% 34.8	-	% 42.4	-	% 49.0	-	% 51.5	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 25,345	% △ 3.3	人 24,406	% △ 3.7	人 24,358	% △ 0.2	人 23,419	% △ 3.9	人 22,707	% △ 3.0
第一次産業 就業人口比率	% 29.4	-	% 26.7	-	% 23.0	-	% 22.1	-	% 22.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 17.0	-	% 18.7	-	% 19.9	-	% 18.6	-	% 15.9	-
第三次産業 就業人口比率	% 53.6	-	% 54.6	-	% 57.1	-	% 59.3	-	% 62.0	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 21,146	% △ 6.9
第一次産業 就業人口比率	% 22.5	-
第二次産業 就業人口比率	% 14.7	-
第三次産業 就業人口比率	% 62.8	-

※ 分類不能の産業は除く

産業別人口の推移



3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本市の財政の現状は、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種の補助金や負担金の見直し、受益者負担の適正化、組織機構の見直し等の積極的な行財政改革に取り組んできたことから、財政指標である健全化判断比率や経常収支比率も徐々に改善してきている。

しかしながら、国のデフレからの脱却と経済再生に対する経済対策は、地方まで行き届かず、市税等収入は伸び悩み、少子高齢化の急速な進行により社会保障関係費に係る地方負担や老朽化した公共施設の維持補修費等は年々増大している。

また、抑制してきた市債借入も、市民の安全安心対策を優先する必要があるとして、学校施設耐震化の前倒しや防災行政無線の整備等、さらには地方交付税の財源不足を補てんする臨時財政対策債の借入等によって、市債残高は徐々に増えている状況である。

一方、国民健康保険特別会計は被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴って保険給付費は年々増大し、一般会計から多額の法定外の財政支援を行うという危機的な財政運営となっている。

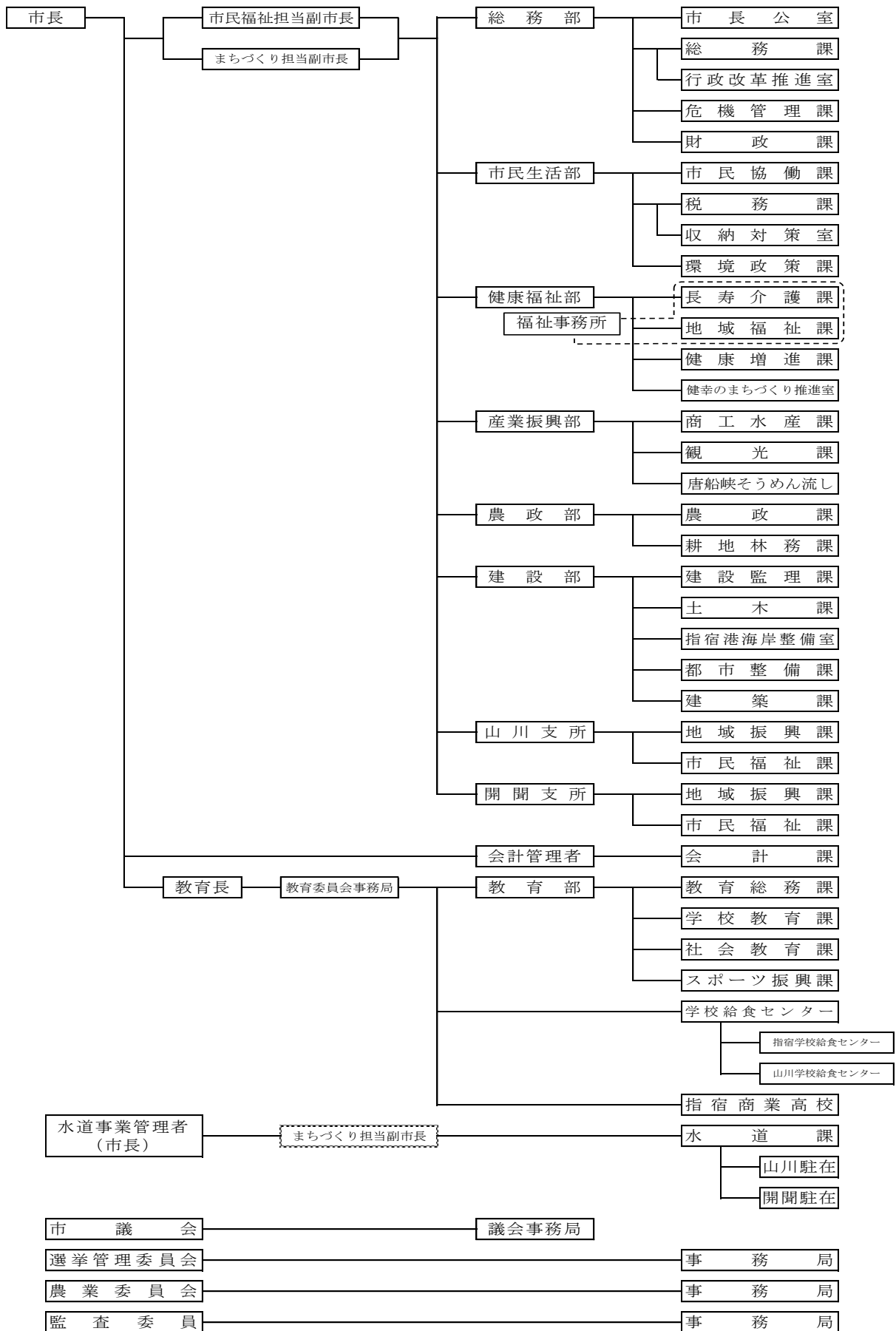
さらに、歳入全体における本市の自主財源は乏しく、地方交付税や国県支出金及び市債等を除く自主財源比率が約3割しかないことから、極めて脆弱な財政構造となっている。

また、依存財源のうち地方交付税等が約5割を占めていることから、今後の国の地方財政計画に伴う制度改革次第では、本市の歳入は大きく左右されることになる。

今後、財源不足を生じることのないように歳入に見合った歳出構造を着実に維持し、持続可能な財政運営に努める必要がある。



行政組織図



■市財政の状況

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	21,232,415	21,950,036	22,139,724	21,276,136
一般財源	14,387,783	12,475,377	12,819,609	12,738,076
国庫支出金	1,629,398	1,764,724	3,361,251	3,145,074
県支出金	1,182,186	1,866,136	1,689,985	1,621,502
地方債	2,028,700	1,996,300	2,311,800	2,186,584
うち過疎対策事業債	248,900	269,500	550,300	747,600
その他	2,004,348	3,847,499	1,957,079	1,584,900
歳出総額 B	20,442,704	21,688,425	21,238,813	20,297,967
義務的経費	9,954,926	10,689,247	10,570,982	10,267,394
投資的経費	4,096,260	3,503,120	3,579,981	2,887,184
うち普通建設事業	3,996,360	3,458,908	3,530,785	2,857,431
その他	6,391,518	7,218,451	5,900,375	5,295,757
過疎対策事業費	287,978	277,607	1,187,475	1,847,632
歳入歳出差引額 C (A-B)	789,711	261,611	900,911	978,169
翌年度へ繰越すべき財源 D	190,251	23,085	103,309	85,271
実質収支 C-D	599,460	238,526	797,602	892,898
財政力指数	0.33	0.35	0.39	0.38
公債費負担比率	19.2	19.9	18.3	17.9
実質公債費比率	—	16.2	13.9	10.3
起債制限比率	12.7	13.5	—	—
経常収支比率	89.8	100.1	92.5	88.2
将来負担比率	—	—	86.4	44.9
地方債現在高	29,100,146	25,827,074	24,037,033	24,079,231

(2) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準等の現況は、別表のとおりである。

今後、総合振興計画、過疎地域自立促進計画などにより、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■主要公共施設等の整備状況

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	34.9	46.7	73.6	84.2	86.6	86.6
舗 装 率 (%)	7.7	64.9	82.8	93.3	94.1	94.1
農 道						
延 長 (m)	170,179	202,720	259,438	298,564	269,951	269,951
耕地1ha当たり農道延長(m)	32.1	41.5	57.6	69.9	66.8	67.7
林 道						
延 長 (m)	7,404	18,662	30,873	25,600	15,259	15,259
林野1ha当たり林道延長(m)	1.4	3.4	5.5	4.5	3.1	3.1
水道普及率(%)	91.6	98.1	97.8	99.0	99.7	99.7
水洗化率(%)	—	—	44.8	65.4	77.1	80.8
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	24.6	23.7	28.8	31.5	39.1	40.1

4 地域の自立促進の基本方針

本市は、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法に始まり、以降5次にわたって施行された過疎法に基づき作成された計画によって、産業振興、交通通信網の整備、生活環境整備など、高齢化・過疎化社会に適応し地域の特性を生かした取り組みを行い、生活における基礎的な条件整備を行ってきた。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に起因し、地場産業の衰退、地域活動の低迷、地域活力の低下など一層深刻なものとなり、過疎化は依然として進行している。

また、本格的な地方分権時代の到来をはじめ、共生・協働時代の到来、地球レベルでの環境悪化、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、住民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化している。

このような中、本市が目指すべきまちづくりについては、新市建設計画や第二次総合振興計画で示されているとおり、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことが重要であると考えられる。

よって、すべての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、4つの基本理念を踏まえ、本市が目指す5つの将来都市像を定め、それらを総括し、代表する将来都市像を以下に掲げる。

【4つの基本理念】

○「地域資源を最大限活用」するまちづくり ～食の安定供給・交流の促進～

本市が有する多彩で魅力ある地域資源は、私たちの生活や産業活動にやすらぎや潤いなど様々な恩恵を与えてくれる貴重な財産である。

地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、質の高い食料を安定的に供給できる「食料供給基地」や国内外から観光客が訪れる「世界に誇れる観光地」の創造を目指す。

○「生活の質の向上」をめざすまちづくり ～自然との共生・健康への貢献～

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっている。

先人たちが守り育ててきたこれらの自然と共生し、「花と緑など自然があふれるふるさとづくり」を進めるとともに、温泉等の恵みを活用して市民の健康増進を図る「長生きの里づくり」を目指す。

○「人づくり」重視するまちづくり ～次世代の育成・パートナーシップ～

これからのまちづくりは、行政の力によって推し進められるべきものではなく、市民や地域、NPO[※]等の市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わせ

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体



て進めていくことが重要である。

未来の指宿市を拓く魅力ある人材の育成を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指す。

○「一人ひとりが輝く」まちづくり ～いのちと人権の尊重～

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが互いを認め合える人権尊重の精神を育むとともに、地域や企業においても人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくことが不可欠です。

「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するためには、市民一人ひとりが人権の主体者であることと個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重するまちづくりを目指す。

【代表する将来都市像】

「豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち」

また、5つの将来都市像については、個々に取り組みされるのではなく、相互に最大限の波及効果を生み出すことができるよう、相乗効果の高い取り組みを進める。

【5つの将来都市像】

■安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する「食料供給都市」を目指す。

■一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、物からサービスに至るまで、多種多様な健康に関する産業群が集積する「健康産業都市」を目指す。

■温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇れる「保養観光都市」

温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、市民および観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇れる「保養観光都市」を目指す。

■豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる「生活充実都市」を目指す。

■アジア等との交流・連携による世界に開かれた「国際共栄都市」

アジアをはじめとした海外との経済・学術・文化・スポーツ・環境などの様々な分野における交流・連携を図ることにより、世界に開かれた「国際共栄都市」を目指す。

5 計画期間

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

6 公共施設等総合管理計画との整合

「指宿市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めるものである。

本計画においても、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、既存施設の見直しや複合化、縮減を検討し、維持管理コストの最適化や計画的な予防保全等の実施による長寿命化等に配慮した計画を策定することにより、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。



第2章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

農業は本市の基幹産業で、平成27年2月に実施された2015年農林業センサス（概数値）では、総農家数1,879戸、販売農家農業就業人口2,470人である。専業・兼業農家別では、専業農家964戸(51.3%)、一種兼業161戸(8.6%)、二種兼業209戸(11.1%)、自給的農家545戸(29.0%)であり、農家数は、年々減少している。

販売農家の耕地面積は、1,982haで、普通畑1,789ha、田158ha、樹園地35haであり、一戸当たりの耕地面積は、約144aである。

本市は、温暖な気候や豊かな大地、池田湖からの広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花き、観葉植物などの質の高い農産物が生産され、南の食料供給基地として発展してきている。

しかしながら、近年、新規就農者が増加傾向にあるものの高齢化による離農や後継者不足は相変わらず深刻であり、農家数、農家人口とも減少している。

この他、離農者が年々増加することによる遊休農地の増加や後継者の確保など今後の課題もある。

こうした中で、これからの農業には、輸入品との競合などによる農産物の低価格化対策や消費者の食に対する安心・安全志向の高まりへの対応、環境と共生する産業活動のあり方が求められている。

本市においては、基幹産業である農業をさらに発展させるために、農地などの生産基盤を整備するとともに、環境保全型農業の推進や廃プラスチック類・廃ビニール対策及び家畜ふん尿処理対策などの環境対策の推進をはじめ、消費者の安心・安全に対するニーズに対応できる農産物などを生産する体制の構築が必要である。

同時に、農産物の地産地消、食育活動を推進し、流通体制の強化を図るとともに、地域内の農産物を複合的に利用した新たな特産品開発や6次産業化を進めるなど、魅力ある産地づくり、人材育成に取り組む必要がある。

(2) 林業

本市の森林面積は5,797haで、市総面積の39%を占めており、民有林率は88%である。そのうち、スギやマツを主体とした人工林面積は3,499ha(64%)で、森林資源の維持・造成と森林保全あるいは水源かん養林※機能を十分発揮するため、除間伐や保育を適切に実施していく必要がある。

※ 水源かん養林

雨水を吸収し、水源を保ち育て、河川流量を調節するための森林。雨水を一時に流出させず、常に一定量を蓄えることから水資源の確保や水害防止などのダム機能が認められている。

一方、近年、木質バイオマス発電[※]施設や木材加工施設の建設などによる木材需要の増加要因も発生しており、更なる魅力的な林業振興発展の追い風となるものにとらえ、高性能機械の導入や林業専用道の整備などによる施業集約化及び効率化を積極的に推進するとともに、皆伐を行う森林については森林機能の保持及び林業の継続的発展を図るため、再造林を推進する必要がある。

また、松くい虫の被害を受けた地域では抵抗性マツや広葉樹へ、スギやヒノキの育成に適さない地域においてはクヌギやカシなどの広葉樹への樹種転換を図る必要がある。

森林は、地域における景観を保ち、森林浴や野外レクリエーションなどの憩いの場としての人との共生の森林として、あるいは本市の水源地である池田湖や鰻池への水源かん養林としての機能を有している。特に、海岸線沿いの松林には、住宅や畑に対する防風・防潮などの保安機能を有していることから、今後も、松林の保護に努めなければならない。

(3) 水産業

本市の水産業は、3漁協で形成され、第3種漁港である山川漁港を基地とした、遠洋・近海のカツオ漁と、指宿・山川・かいぬい漁協等の沿岸・沖合漁業の一本釣り、刺し網、曳網、定置網漁等が中心に行われている。限られた水産資源の中で規模が小さく生産性が低いため、今後も継続した魚礁の設置や藻場造成等、漁場の育成と資源の維持・増大を図っていかなければならない。

また、つくり育て管理する資源管理型漁業の推進により稚魚の放流を行っているが、これらも継続的な事業の取り組みが必要である。

山川漁港内で行われている海面養殖漁業では、カンパチなどが養殖されているが、漁場環境の悪化防止のため、赤潮対策や漁場診断を行うなど、漁場環境の保全を図る必要がある。

内水面養殖業においては、ウナギ等の陸上養殖が行われている。

水産加工業については、かつお節を主に練り製品加工、塩辛、塩干加工業などが行われている。

平成6年に保税蔵置場[※]の設置許可を山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合及び横浜冷凍（株）の3社が受け、輸入カツオの比重が増し陸路搬入が減少することで、かつお節製造業者の負担の軽減が図られてきたところである。

平成25年に山川港が無線検疫対象港[※]として指定されたことから、今後はさらに海外

※ 木質バイオマス発電

間伐材などの山林未利用材を破碎したものを燃料とし、発生した熱で蒸気を作り、その蒸気の圧力でタービンを回して発電すること。

※ 保税蔵置場

税関長の許可を受け、外国からの輸입品を税関の輸入許可が得られていない状態で、関税の徴収を一時留保したまま保管できる民間所有の上屋や倉庫のこと。

※ 無線検疫対象港

検疫法第17条第2項の規定により、船舶の長が第6条（入港前の通報）の規定に基づく入港前の通報を行なう場合に、船舶を入れようとする港を担当する検疫所長（支所・出張所長を含む。）に無線（電報など）を利用して行うことにより、入港が許される港のこと。

まき網船や輸入運搬船の誘致活動に努め、かつお節原料の安定供給を図ることが必要である。

平成 26 年のかつお節生産量は 9,542 t、113.7 億円で約 400 名を雇用する基幹産業となっているが、生産量、雇用者数ともに減少傾向にある。

一方、各漁港においては、漁村が持つ豊かな地域資源を活用した漁港・漁場環境の整備を推進するため、漁港漁場整備長期計画に基づき施設整備を進めていく必要がある。

(4) 商業

市内の小売業はその大半を中小経営者が占めており、社会経済の変化に対応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化や近代化を図ることが必要となっている。

また、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化により、地域の商店街は、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にある。

商店街は、その地域の顔ともいえる場として人々の交流の場としても利用されており、移動手段を持たない高齢者などが容易に買い物をすることができ、交流を図ることができるという観点からも、商工会議所や商工会等の団体と行政、地域住民が協働して、既存商店街・商業施設の活性化を進める必要がある。

製造業においては、既存の二次加工品や伝統工芸品等に加え、6次産業化への取り組みにより豊かな農産品や水産品を活かした新たな加工品の開発が進んでいる。

しかしながら、販売への取り組みは、それぞれの生産者等主体となっており、ほとんどの事業者は、資金及び流通システムへの情報不足、商機会の欠如などの問題から従来の商体系による近隣での販売に留まっている。

また、これまで生産地として対外的な情報発信が不足しているため、本市が有する優秀な製品の一般的な認知は低く、本市が持つ知名度及びイメージを生かしきれていない。

(5) 企業誘致

景気が回復する傾向は首都圏をはじめとした都市部では聞かれるものの、依然として見られず、景気の閉塞感が続いており、雇用・就業の場が少なく、求職者が増加し税収が落ち込むといった事態が起こっている。

このような中、企業側は安い労働力や土地を求め、そして、経済のグローバル化による新興市場を開拓するため、中国やアジア諸国に産業立地を移す動きが進んでおり、企業立地を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。

本市においても、企業立地が図られず、新規学卒者の雇用の受け皿になるような就業先が少ないことから、大半が市外へ流出している。また、Uターン希望者の受け入れも困難な状況である。こうした状況が本市の高齢化と過疎化の進行の大きな要因となっている。

(6) 観光

豊かな自然と温泉に恵まれた本市は、既存の観光施設の充実を図るとともに、新たな観光施設整備に官民一体となって取り組み、国内はもとより海外からも多くの観光客が

訪れる、日本有数の温泉観光地として成長してきた。

池田湖や知林ヶ島などの観光資源のほか、世界的にも類を見ない天然砂むし温泉、自然体験型公園の「かいもん山麓ふれあい公園」、多目的温泉保養施設の「ヘルシーランド たまたま箱温泉」、花のテーマパーク「フラワーパークかごしま」などは代表的な観光拠点施設である。

近年、国民の余暇の増大や価値観の多様化などにより、観光客のニーズが「物見遊山的な観光」から「体験・参加型観光」へ変わり、旅行形態も団体から小グループ、女性同士、家族単位へと変化してきている。

一方、交通機関の発達による日帰り圏の拡大と観光客のニーズの多様化により宿泊客は減少し、日帰り客が増えている。

そのような中、九州新幹線鹿児島ルートを利用した北部九州、中国、関西地区からの入込客の増大、更にアジア圏域、特に台湾、香港や韓国からの旅行客が増えている。観光に関わる需要が増す中、これらのニーズに応えつつ観光客の誘致促進を図るため、本市特有の自然・温泉・歴史・文化などの観光資源を生かしながら、滞在型観光地の形成を目指す必要がある。

さらに、景観整備により観光客が楽しさ、快適さを感じられるような付加価値の高い観光地としての質的な向上を図っていくことも重要となっている。

また、市民一人ひとりが、観光客を温かくもてなす体制づくりも求められている。

本市で販売される土産品等の相当数が市外で生産されたものである。市内の製品を使った土産品の販売や飲食品の提供は市内事業者の振興だけではなく観光客の満足度の向上にも繋がることから、早期の開発、販売が求められる。

2 その対策

(1) 農業

本市においては、安心・安全といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や温泉熱などを生かした付加価値の高い農林水産業の展開が必要となっている。

そこで、生産体制の強化のため基盤整備の導入や耕作放棄地再生利用事業、農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地利用集積等による経営規模拡大、遊休農地解消を図りつつ、新規就農者育成に向けた人材育成事業を展開する。また、環境へ配慮した農業及び安心・安全な作物づくりを推進し、ブランド産地の育成に努めるとともに、関係部署・団体等との連携により、食育環境の整備に努める。

畜産については、飼料基盤に立脚した中核的担い手を育成するとともに、肉用牛の品質向上に向けた取り組みを進める。また、家畜排泄物の堆肥化など適正処理を図る。

農産物の加工については、6次産業化や農商工連携による商品開発を推進し、所得向上を図る。また、流通面では、各直売施設を活用するとともに、市内外の事業者などへの供給システムを確立するなど、地産地消・全消の仕組みづくりを進める。

(2) 林業

地域内の環境保全，保安林の保全を進めるとともに，水源かん養など森林のもつ公益的機能の充実を図る面からも森林の維持・保全は重要であることから，除間伐，主伐並びに再造林及び樹種転換などを推進する。

海岸沿いの保安林における防風・防潮機能の保持，主要観光地に相応しい景観の保持等を図るため，松くい虫防除及び松くい虫被害木の伐倒駆除等を引き続き実施する。

また，林道整備や治山事業は，森林環境を守るための維持管理を進める上で欠かせないものであることから，今後も整備を進める。

(3) 水産業

漁業の生産基盤である漁港については，漁港漁場整備長期計画に基づき整備を行なう。

かつお節原料の地元調達増大と港勢の浮揚を図るため，山川町漁業協同組合，山川水産加工業協同組合と連携を図りながら外来漁船の誘致を積極的に推進する。

さらに，漁船の大型化に伴うかつお節原料安定供給のための漁港整備や高度な衛生管理を目的とした施設整備の促進に努めるとともに，稚魚の放流など自らがつくり育てる漁業を積極的に推進する。また，水産技術開発センターとの連携を図りながら，養殖技術の高度化や新たな魚種の導入，水産資源維持・増大のため藻場干潟の保全活動を推進する。

水産加工業については，水産加工品と農産物などとの複合製品化や直売体制の充実を進めながら，付加価値の向上を図り地元特産品の販売を促進する。

(4) 商業

既存商店街・商業施設の活性化のため，商工会議所や商工会，商店街等と連携を図りながら，助成制度の充実，商品券事業の実施，イベント等の開催，地域の特性を生かした郷土料理や土産品の開発・販売，空き店舗の有効活用等にぎわい創出や商業者の育成等の支援を通じて，地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し，市民の日常的生活を支える商業環境の維持・向上に努める。

また，製造業においては，市外への販売促進に向けて，情報収集や商品の改善及び人的研鑽を行うとともに，国内外での販売を促進する取り組みや商談会への参加を促す取り組みを実施し，販売を促進する環境整備を図る。

併せて，製品の価値を高める取り組みを推進すると共に，広告媒体等を活用した事業を展開し，本市産品の知名度の向上に努める。

創業，起業支援については，関係機関等のネットワーク化により，創業，就業等を総合的に支援する「地域企業応援センター（仮称）」を立ち上げ，地域経済の振興と雇用の創出を図る。

(5) 企業誘致

グローバル化の進展に伴って海外も含めた地域間競争が激化している中，本市への企業の進出及び定着を図るため，農業・水産業・観光といった豊富な資源を活用し，定着

できる企業の誘致や起業を促進する。

また、県や関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに、立地条件などの広報活動を展開し、企業誘致を推進する。

(6) 観光

観光ニーズの変化に対応するために、温泉に入浴し自然景観を見る従来の観光から、温泉を様々な形で体験でき、また豊かな自然環境や食文化などを満喫できるような地域を体感できる観光地への転換が求められている。

そこで、本市の地域素材や旬の素材を活用した飲食メニューやお土産品等の開発を進めるとともに、販売を促進する事業や小売店への流通を促進する事業を展開することで、本市の食文化を感じることができる体制づくりを推進する。併せて、ヘルスツーリズム・メディカルツーリズムなど新たな観光旅行メニューの開発を進めるとともに、農林漁業や自然・味覚体験メニューの充実を図る。さらに、花と緑をより一層充実し、世界に誇れるガーデンシティのまちづくりを進める。

観光拠点については、インバウンド*及びバリアフリー*に対応した既存施設の改修・再整備や体験機能の充実を図るとともに、指宿駅前周辺を活性化するため、地元商店街や関係団体等が行うイベント等を積極的に支援していく。また、国直轄事業として採択された指宿港海岸の砂浜再生・侵食対策に併せ、背後地に緑地等の整備を行い、訪れた観光客と市民に憩いと安らぎを与える空間づくりを目指す。

体育施設についても改修等を行い機能充実に努め、更なるプロスポーツ団体等のキャンプなどの誘致を図る。

こうした取り組みと並行して、観光客への情報提供や広報・宣伝活動を充実するとともに、市内に点在する景勝地や観光施設を結ぶ交通ネットワークの構築を図る。

さらに、今後大幅な増加が見込まれるアジア圏域などの外国人観光客誘致に向け、現地で誘致活動などに積極的に取り組むとともに、温泉施設等の更なる充実、案内板やパンフレットの外国語表記、通訳ガイドの育成など、行政、民間一体となって国際的な観光保養地づくりを進める。

※ インバウンド

外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。

※ バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業負担金(小牧地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(道上地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(成川・福元地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(指宿地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(池田地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(道下上地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業負担金(石嶺地区)	鹿児島県	
		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)負担金(南薩地区)	鹿児島県	
		経営体育成基盤整備事業負担金(開聞地区)	鹿児島県	
		市単独農業農村整備事業	指宿市	
		水産業	広域漁場整備事業(魚礁設置負担金)	鹿児島県
	(2) 漁港施設	今和泉漁港漁港改修事業	鹿児島県	
		山川漁港整備事業	鹿児島県	
		川尻漁港改修事業	鹿児島県	
	(3) 経営近代化施設 農業	活動火山周辺地域防災営農対策事業費	受益者	
		中心経営体等施設整備事業費	受益者	
	(6) 起業の促進	ふるさと名物事業	指宿市	
		特定創業支援事業「創業塾」実施補助金	指宿市	
	(8) 観光又はレクリエーション	池田湖観光施設整備事業	指宿市	
		たまたま箱温泉魅力アップ事業	指宿市	
		ふれあい公園備品購入費	指宿市	
		山川・開聞地域観光地等維持管理費(備品購入)	指宿市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	メディポリス指宿奨励金	指宿市	
		観光特急がつなぐ国際交流推進事業	実行委員会	
		海外まき網船水揚奨励金	指宿市	
		かつお漁船誘致事業	指宿市	
		山川みなと祭り負担金	指宿市	
鯉節産地入札会補助金		加工業組合		
鯉節製造技術者養成補助金		加工業組合		
漁業後継者奨励金・漁業婚姻祝金		指宿市		

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	漁業近代化資金利子補給事業	指宿市	
		つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・開)	各漁協	
		指宿市商工業制度資金利子補給助成金事業	受益者	
		いぶすき産業まつり負担金	実行委員会	
		商店街活性化支援事業補助金	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(指宿商工会議所)	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(菜の花商工会)	商工会	
		商店街街路灯維持費補助金	各団体	
		商店街街路灯設置補助金	各団体	
		鯉節宣伝普及事業費補助金	加工業組合	
		特産品振興事業	指宿市	
		さつま鯉節協会負担金	指宿市	
		鹿児島県特産品協会負担金	指宿市	
		特産品販路拡大支援事業	指宿市	
		地域商品活性化事業	指宿市	
		日本観光協会負担金	指宿市	
		九州観光都市連盟負担金	指宿市	
		県観光連盟負担金	指宿市	
		県観光誘致促進協議会負担金	指宿市	
		鹿児島観光コンベンション協会負担金	指宿市	
		鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金	指宿市	
		指宿地区美化協議会負担金	指宿市	
		郷土料理開発研究会補助金	指宿市	
		指宿駅周辺を明るくきれいにする会	指宿市	
		いぶすきアロハのまちづくり実行委員会	観光協会	
		いぶすき菜の花マラソン	実行委員会	
		指宿トライアスロン大会スポーツフェスタ	実行委員会	
		いぶすき菜の花マーチ	実行委員会	
		九州学生弓道大会新人戦指宿大会	鹿児島大学	
		指宿温泉祭	実行委員会	
いわさき白露シニアゴルフーナメント	実行委員会			

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	新魅力ある指宿まちづくり協議会負担金	協議会	
		観光情報誌作成事業	指宿市	
		指宿大好き体験運営事業	指宿市	
		県四地区観光連絡協議会負担金	指宿市	
		県教育旅行受入対策協議会負担金	指宿市	
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般)	指宿市	
		いぶすき広域観光推進協議会負担金	指宿市	
		国外誘致事業(旅費)	指宿市	
		県教育旅行受入対策協議会誘致事業(旅費)	指宿市	
		九州観光推進機構主催観光素材説明会	指宿市	
		国内誘客(国内誘客展開・県内旅費)事業	指宿市	
		指宿観光宣伝誘致促進事業	観光協会	
		インバウンド(旧韓国)誘致セールス事業(負担金)	指宿市	
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(特別)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業 (奨励金等1万~10万円)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業 (短期キャンプ奨励品1万円)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業(誘致活動費)	指宿市	
		スポーツ・文化交流大使招へい事業	指宿市	
		指宿観光大使	指宿市	
		郷土会タッグロコミ事業	指宿市	
		雑誌・新聞広告事業	指宿市	
		農業近代化資金利子補給事業	指宿市	
		農業振興資金利子補給事業	指宿市	
		農業経営基盤強化資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営活性化資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営改善支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜特別支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営改善緊急支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営維持緊急支援資金利子補給事業	指宿市	
		青果物生産出荷安定基金協会負担金	基金協会	
農業後継者就農奨励金	指宿市			

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	いぶすきの豆・マメ・まめ祭り	指宿市	
		多面的機能支払交付金事業費	指宿市	
		住宅・建築物安全化促進事業費(建築物耐震化促進事業補助金)7棟	指宿市	
		農業後継者結婚祝金	指宿市	
	(10) その他	水産多面的機能発揮対策事業	指宿市	
		観光入込調査事業	指宿市	
		指宿地域景観整備	指宿市	
		かいもん荘跡地利用事業	指宿市	
		広域観光交流推進事業(霧島・屋久島・南部広域)	協議会	
		九州オルレPR・受入環境整備	指宿市	
		かいもん夏祭り実行委員会負担金	実行委員会	
		九州オールドカーフェスタin指宿かいもん実行委員会負担金	実行委員会	
		「開聞岳の日」企画委員会負担金	実行委員会	
		トロコニーデ開聞岳登山大会実行委員会負担金	実行委員会	
		いぶすき潮騒街道看板設置事業(砂むし会館砂楽周辺)	指宿市	
		砂むし会館砂楽入浴施設整備事業	指宿市	
		バリアフリー温泉入浴観光推進事業	指宿市	
		インバウンド人材活用事業	指宿市	
		外国人観光客受入事業	指宿市	
		商品券付き宿泊プラン事業	指宿市	
		指宿どんとプレゼントキャンペーン	指宿市	
		西郷どん観光誘客事業	指宿市	
		鰻温泉整備事業	指宿市	
		香港における観光キャンペーンおよび物流構築事業(地方創生分)	指宿市	
		プロモーション推進事業	指宿市	
		農業機械士会補助金	指宿市	
		先進地視察・都市農村交流事業補助	受益者	
		畜産資金貸付事業費	受益者	
		クリーンアップいぶすき確立事業	指宿市	
		園芸施設共済支援対策事業	農業共済組合	
		鳥獣被害対策実践事業	協議会	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(10) その他	もうかる指宿クラスター事業	指宿市	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業	生産組合	
		肉用牛雌牛特別導入事業	指宿市	
		松くい特別防除事業	指宿市	
		松くい虫伐倒駆除事業	指宿市	
		有害鳥獣捕獲事業費	指宿市	
		間伐等森林環境整備事業費	指宿市	
		森林整備地域活動支援交付金事業費	指宿市	
		花と緑に親しむむらづくり事業費	指宿市	
		南薩地域景勝林保全再生対策事業	指宿市	
		耕地施設単独災害復旧費	指宿市	
		瀬崎港海岸高潮対策工事 護岸改良L=221m, 防潮扉	指宿市	
		指宿港港整備交付金県事業負担金 防波堤L=205m, 浮棧橋	鹿児島県	
		指宿港海岸整備事業業務委託(緑地設計) L=1,100m A=21,000㎡	指宿市	
		指宿港海岸整備事業(埋立工事) L=1,100m A=21,000㎡	指宿市	
		指宿港海岸整備事業(緑地工事) L=1,100m A=21,000㎡	指宿市	
		農地中間管理事業	指宿市	
		機構集積支援事業	指宿市	
耕作放棄地調査業務	指宿市			

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市は、鹿児島空港から 86km、県都鹿児島市から 46km 離れた薩摩半島最南端に位置しており、県都鹿児島市とは、国道 226 号及び県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）でアクセスされているが、片側一車線のうえ、線形も悪いことなどから、渋滞による影響のため相当の時間を要し、輸送コストも高くなっている状況にあるため、リダンダンシー※の確保が望まれる。

主要地方道としては、県道岩本開聞線等があり、近隣への幹線道路としての役割を果たしている。道路として必要最小限の機能は保たれているが、道路管理の合理化、良好な都市景観の確保などの観点を踏まえ、二次改良を行う必要がある。このことにより、安全で円滑な交通を確保することが望まれる。

市道は、平成 26 年 4 月 1 日現在において、実延長 570,415m、改良済 493,987m (86.6%)、舗装済延長 536,914m (94.1%) である。改良率、舗装率ともに県内平均値を上回っているものの、早急に改良・舗装しなければならない路線がある。これまでの過疎対策の推進により着実に改善されてきているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、交通安全対策や道路環境の整備など道路の質的水準を高めるとともに、新規整備のみならず、将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

(2) 交通機関

本市の公共交通機関は J R 指宿枕崎線、民間バス、市内循環バスが運行されている。

しかしながら、過疎化の進行に伴い、利用者は減少傾向にあり、その結果、民間事業者が経営する採算が合わない交通路線は、縮小や廃止の事態に陥っており、高齢者や交通弱者をはじめとする地域住民の円滑な移動に支障をきたしている。

J R は通学や通勤、通院など住民の日常生活において重要な役割を果たしているが、自家用車の普及や少子化による学生数の減少などによって採算性が悪いことから、列車の便数が以前より減ってきている。それに伴って、列車や施設の改善が図られないという悪循環になっている。

バス路線については、地域住民の日頃の生活に無くてはならないものであるため、国の制度を活用して維持補助金を交付するとともに、路線バスの空白地へ市内循環バスを運行させるなどして、地域住民への交通手段の確保に努めていく必要がある。

また、山川・根占航路については、平成 23 年 3 月から民間により運航されているが、

※ リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されていたりする様な性質を示す。

それぞれが過疎地域である薩摩半島と大隅半島の南端を結ぶ重要な航路であることから、維持・存続に向けて取り組む必要がある。

(3) 情報通信

行政及び防災などの広報は、防災行政無線の放送施設を利用している。

防災行政無線においては、平成 24 年度から整備を進めてきたが、平成 27 年度において市内全域の屋外拡声子局が完成した。今後は難聴区域を調査するとともに、難聴区域においては、戸別受信機での対応を検討する必要がある。

情報格差の問題については、平成 26 年度末現在において、指宿、山川、宮ヶ浜、開聞交換局管内で超高速ブロードバンド※（F T T H※）の利用が可能となっているが、池田及び利永交換局管内においては、A D S L※によるブロードバンド整備に留まっている。

これにより、市内全域でブロードバンドを利用できるようにはなったものの、超高速ブロードバンド（F T T H）を利用できる世帯は、市内の一部の地域に限られている。

公衆無線 L A N については、市内の観光拠点に無料 W i - F i ※を設置し、情報を取得しやすい環境整備を行った。

携帯電話については、平成 26 年度末において不感地域が解消されている。

テレビ放送については、平成 26 年度末において地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視聴地域は解消された。

情報通信については今後、地域住民や学校、地域企業、行政機関などの間で I T を活用した双方向ネットワークの構築を行い、相互の連携を図る必要がある。

(4) 地域間交流

高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、人・モノ・情報の交流活動はますます活発になっている。

本市では、熊本県人吉市、北海道千歳市、オーストラリア・ロックハンプトン市と姉妹都市盟約を結び、児童生徒の相互交流や職員派遣など、相互に活発な交流を行っている。

また、菜の花マラソン大会などのイベントを通じた交流や、地元の素材を生かした体験型観光での交流を図っている。

※ ブロードバンド

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境。

※ F T T H

Fiber To The Home の略称で、光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信網の構成方式。

※ A D S L

一般のアナログ電話回線を使用する高速デジタル有線通信技術で、上り（アップリンク）と下り（ダウンリンク）の速度が非対称な通信方法。

※ W i - F i

Wireless Fidelity の略称で、無線 L A N（Local Area Network）の規格のひとつ。

2 その対策

(1) 交通基盤

道路・交通網は、産業活動や観光を支える重要な基盤であると同時に、市民生活を支える重要なインフラである。

そこで、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスのための国道 226 号や県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）の整備促進を図る。

また、広域農道については、広域的な農林水産品の物流促進や、災害時に備えた国道等の代替路線としても期待できることから、早期の完成に努め、渋滞の解消や観光客の利便性の向上など、地域外との物流、交流の円滑化に向け、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスの向上を図る。

また、市内での活発な交流や本市の一体感を生み出すために、幹線となる道路・交通網の整備充実を図り、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網を確立する。

市道など生活関連道路については、現道の損傷、劣化等を把握し、効率的な維持管理に努めるとともに、地域住民の意向を取り入れながら、安全で信頼性の高い、高齢者や障害者等が安心して歩行できる道路の整備等安全で快適な道路環境づくりを促進する。

さらに、保養観光地として観光客の移動を容易にするとともに、市内の観光拠点の連携を促進するため、魅力ある観光ロードの整備を進める。

(2) 交通機関

交通網については、沿線住民・観光客等の利便性向上に向け、JRのダイヤ改正の要望や駅の整備・利用促進などに努める。また、市内の移動の円滑化を図るためにバス路線の維持・充実を図る。特に、市内循環バスについては、地域住民の声を聞きながら、細やかな路線見直しを行い、気軽に利用できる交通手段として継続していく。

山川・根占航路は、薩摩半島と大隅半島の産業振興や交流促進などに不可欠な航路であることから、両半島と連携して運航の維持・存続に向けて努力する。

(3) 情報通信

高度情報化が進む中、情報通信技術は市民生活や産業などに深く浸透してきているものの、都市部と都市部以外の地域との間にデジタルディバイド（情報格差）が生じていることは否定できない。

情報通信網は市民生活や産業に不可欠な基盤となっていることから、関係機関の協力を得ながら、市内全域における光ファイバー等の超高速通信網の整備に努める。

また、地域住民の誰もが、いつでも、どこでも、容易に情報の受発信や交流ができる電子自治体環境の構築を目指す。

一方、産業面については、ホームページの充実や観光情報の一元化を進め、特産品情報や観光情報を国内外に効果的に提供できる体制づくりを進める。

防災行政無線（屋外拡声子局）については、市内全域において整備が完了しているが、今後は難聴区域の調査とその解消に努め、地域住民の安全を確保する。



また、防災行政無線放送がアナログ放送からデジタル放送へ切り替わることにより、従来のアナログ戸別受信機では電波を受信できない状態となってしまうことから、住民負担の軽減化を念頭に戸別受信機等を含めた対策も併せて検討を行なう。

(4) 地域間交流

各種交流事業の体制や事業内容を充実させるとともに、既存の施設の有効活用を進め、様々な交流人口の増加を促進する。また、姉妹都市との交流活動の一層の促進と、菜の花マラソン大会などのスポーツイベントの充実を図り、地域間の交流を図る。

特に、「道の駅いぶすき彩花菜館^{さかなかん}」、「道の駅山川港活お海道^{い かいどう}」等を拠点として、地元農産物や特産品の販売、歴史・文化などの情報の発信、イベントの開催を行い、都市住民との交流を図る。

また、本市は薩摩半島の最南端に位置し、南に開かれているという地理的な特性を有しており、これらの情勢を踏まえて、農林水産業や観光産業などの経済的な交流・連携はもちろんのこと、学術・文化・スポーツ・環境などの分野においても相互に協力しながら連携を深め、アジア圏域をはじめとした海外との交流を意識したまちづくりを進める。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路	地方特定道路整備事業負担金	鹿児島県	
		市道等側溝・路面整備事業	指宿市	
		道路舗装新設改良事業	指宿市	
		指宿港海岸整備事業設計業務委託 (道路拡幅改良) L=1,100m W=6.0~9.25m	指宿市	
		指宿港海岸整備事業(道路拡幅改良工事) L=1,100m,W=6.0~9.25m	指宿市	
		庁舎潟山線整備事業費 L=175m,W=16m	指宿市	
		橋梁長寿命化修繕事業	指宿市	
		指宿港海岸整備事業設計業務委託 (橋梁拡幅改良) 3橋(逆瀬川橋・丹波川橋・山王川橋) 逆瀬川橋: L=19.6m,W=6.7m 丹波川橋: L=10.0m,W=7.4m 山王川橋: L=15.0m,W=4.0m	指宿市	
		指宿港海岸整備事業(橋梁拡幅改良工事) 3橋(逆瀬川橋・丹波川橋・山王川橋) 逆瀬川橋: L=19.6m,W=6.7m 丹波川橋: L=10.0m,W=7.4m 山王川橋: L=15.0 W=4.0	指宿市	
		市道災害防除作業	指宿市	
	橋りょう	指宿駅地下道タイル補修(崩落防止)工事 A=82m ²	指宿市	
		その他		
	(6) 電気通信施設等情報化のため の施設 防災行政用無線施設	防災行政無線施設整備費	指宿市	
		防災行政無線同報系難視聴地域対策事業	指宿市	
	(9) 道路整備機械等	道路維持管理車両整備事業	指宿市	
	(10) 地域間交流	姉妹都市等交流事業	指宿市	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	市内循環バス運行事業	指宿市	
山川・根占航路運航推進協議会負担金事業		協議会		
(12) その他	橋梁長寿命化修繕事業	指宿市		
	駅簡易業務委託業務費	指宿市		

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第4章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 上水道施設

平成26年3月末現在、給水人口は、43,359人、給水区域内人口43,474人、普及率99.7%、年間有収水量6,683,740 m^3 となっている。水道事業は、市民の日常の生活や社会活動にかかせない重要なライフラインであり、常に安全な水の安定供給に努めている。

今後も、本市の水瓶である池田湖や鰻池の取水施設等の老朽化や経年化に伴う更新、地震や渇水などの非常時対策が必要となってきた。

なお、水道事業の給水区域外については、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設が整備されたが、今後、両施設の適正な維持管理に努めるとともに、他の上水道区域外についても安心安全な飲料水供給に向けた対策を講じていく必要がある。

(2) 下水処理施設

公共下水道は、昭和54年に着手して以来、下水道施設の整備（事業計画：目標年度31年度計画処理面積542ha、計画人口11,130人）を図り、公共用水域の保全、地域衛生及び生活環境の向上、さらに都市環境の整備に寄与し、市民の快適な生活環境の確保を図るため、継続して事業を行っている。

生活排水（污水）対策事業については、年次的に公共下水道の整備を行い普及率の向上に努めているところであるが、施設が耐用年数を超え老朽化していることや温泉水を下水道に流入していることから硫化水素ガスによる施設の腐食化が進んでおり、施設の機能停止や道路の陥没等が懸念されているところである。

また、雨水対策事業については、近年の異常気象による集中豪雨や潮位の上昇により、浸水被害が慢性的に発生している。特に大牟礼・弥次ヶ湯排水区は低平地部が多く、潮位の高い満潮時や大雨等には、強制排水で対応しているところであり、台風や局地的な豪雨時には、頻繁に床下浸水が発生している状況である。

し尿処理は、指宿広域市町村圏組合による、指宿広域汚泥リサイクルセンターが建設され、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が行われている。

また、指宿市の給食センターから排出される生ごみと合わせて処理し、堆肥を作るなど循環型社会を推進している。

鰻池の水質保全のために集落排水の浄化処理を行う鰻地区生活排水処理施設は、昭和53年に建設され、平成16年度に大幅な改修を行い現在に至っているが、毎年度、経年劣化等による揚水ポンプや配管等の修繕・補修が生じている状況である。

また、浄化施設への送水パイプが鰻池湖畔に敷設されているため景観上の指摘を受けており、今後、施設整備が肝要である。

(3) 廃棄物処理施設

ごみは、生活様式の変化や生活水準の向上によって多様化し、その処理が大きな課題になっている。

ごみ減量化のため、本市では、指定ごみ袋導入による可燃物と不燃物の分別収集をはじめ、常設収集所などで資源ごみの分別収集に取り組んでいる。

塵芥処理については、指宿市清掃センターと指宿広域市町村圏組合頼娃ごみ処理施設で可燃物と不燃物の処理を行っているが、両施設とも老朽化が進んでおり、指宿広域市町村圏組合による2施設を統合した新たな処理施設の建設が、平成29年4月の供用開始に向けて、指宿市清掃センター敷地内で進められている。

最終処理は、指宿広域市町村圏組合による管理型最終処分場の整備が進み、平成25年12月からは施設の一部供用開始により、指宿市清掃センターと頼娃ごみ処理施設から排出される焼却残渣の埋め立てが行われている。

また、家庭から排出されるガレキ類の埋立処理を行う安定型最終処分場については、指宿市清掃センター、山川ごみ処理場、開聞ごみ処理場の3カ所で行われている。

(4) 火葬場

火葬場は、指宿地域と山川地域にあり、両施設とも平成14年に供用開始されており、人生最後の儀式の場にふさわしい施設としての定期的な整備に加え、経年劣化による機器類の補修が必要となっている。

(5) 消防施設

消防は平成25年4月から指宿市及び南九州市の区域を管轄する「指宿南九州消防組合」が発足し、同消防組合による常備消防と非常備消防（分団数23、団員定数564名）が設置されており、消防防災に力を発揮している。消防水利は、防火水槽454基、消火栓483栓が整備され、施設は年々充実しているが、充足率は地域によってばらつきがある。また、住宅域が広がりつつある地域では施設が不足しているため、年次計画により改善を図る必要がある。

一方、非常備消防では、消防団員の高齢化に伴い、若い団員の確保が求められている。

高齢化・広域化などが進む中、市民生活の安全確保や救急・救助要請の増加に対応する消防組織の充実強化が急務であり、地域社会とのかかわりもより深くなってきていることから、「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助の活動を行うための自主防災組織の育成を図ることが重要である。

(6) 公営住宅

市営住宅は、現在、788戸の市営住宅を所有管理し、低所得者層の住宅対策として、セーフティーネット機能の向上を図るため、老朽化した住宅の計画的な建て替え並びに長寿命化や環境改善事業を行なっている。

国の政策も、保有している公営住宅の長寿命化に重点が置かれ、ライフサイクルコストの縮減を推進している。

本市においても建築年数の経過による老朽化した住宅が多くあることから、安全で快適な住環境を維持していくため、適切な維持管理及び計画的な整備が求められている。

(7) その他

墓地については、市内には市営小田墓地公苑をはじめ、各地区等の共同墓地が点在しているが、近年、寺社が設置した納骨堂へ遺骨を移転する改葬許可の申請数が増え、改葬後の墓石が取り壊されずに残るなどしている。

区画整理については、指宿駅の周辺及び市役所の周辺部において、狭幅員の道路や排水の不良等生活環境の悪い地域があり、道路、公園、その他の公共施設の整備改善を行ない、住みやすい市街地への形成が進められている。

省エネルギーについては、公共の施設・設備によっては老朽化等により、省エネ性能が低くなっている可能性のものもあるが、その現状調査・解析がなされていない。このような中、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、公共施設を対象としたエネルギー管理を行い、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めなければならない。また、今後建設される施設については、規模に応じて省エネ措置の届出・維持保全を行わなければならないことから、法に基づき、計画的に施設・設備の新設・改修を行い、省エネ性能の向上に努める必要がある。

本市において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要がある。

また、次世代自動車^{*}の普及が今後見込まれる中で、電欠をおこさないインフラ整備も進めていく必要がある。

公害防止については、生活様式の変化や農畜産経営の大規模化に伴い、これに起因する汚水が河川へ流入することによる水質汚濁や、畜舎及び施肥に伴う悪臭の拡散などの苦情が多い。これまでも現地に出向き、発生源の特定を行い改善などの指導を行っているが、一部に理解が得られず対策が進まないものがある。また、ヤンバルトサカヤスデやメリケントキンソウ等の外来生物の生息が確認されており、生活環境や農作物等への被害が懸念される。

治山・治水については、災害を未然に防止するため、指宿市地域防災計画に基づく危険箇所の把握及びパトロールを実施しており、崩壊対策事業等の推進に取り組む必要がある。

本市における海岸においては、海浜の侵食により砂浜の持つ消波機能が失われ、発生頻度の高い波浪でも、越波による住宅等の破損被害や背後住宅等への浸水被害が度々発生している状況である。加えて、護岸は老朽化や度重なる台風の来襲等により機能劣化が進行し、海岸背後地住民の日常生活にも影響を及ぼしている。

空き家問題については、人口減少が進むにつれて、空き家状態となる家屋が増加し、さらに所有者等による建物や植栽の定期的な維持管理がなされないまま経過することで、樹木が繁茂したり、家屋が倒壊したりする恐れがある事例も増加しつつある。

※ 次世代自動車

EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）及び燃料電池自動車のことで、充電・水素供給設備の設置に際し、国は補助制度を設けている。

2 その対策

(1) 上水道施設

水は、市民生活及び産業活動を支える貴重な資源であり、水の安定供給と水質の安全性確保に努める必要がある。

本市の水瓶である池田湖や鰻池については、継続的に水質の監視を続けるとともに、浄水施設の整備・改善を図り水質の保全に努める。

なお、浅井戸である池田水源地については、水質の悪化が懸念されるので、浄水処理設備の整備を行う。また、耐用年数を超過した施設の更新に併せて、耐震化や施設間のネットワークの充実、非常時における対応能力の強化を図る。

その他、尾下地区と畠久保地区に整備した飲料水供給施設の適正な維持管理に努める。

(2) 下水処理施設

公共下水道整備計画（事業計画区域）において、生活排水（污水）対策や雨水対策の整備計画は、同じ計画区域となっており、現在年次的に整備を進めていく。

污水対策事業については、適切な維持管理を行い区画整理事業と連携を図りながら継続的に整備率等の向上に努める。

なお、施設（管渠を含む）の腐食化等については、長寿命化計画に基づき国の制度を活用した施設の改築・更新に取り組む。

また、雨水対策事業については、現在、新潟口雨水ポンプ場を建設中であるが、今後大牟礼・弥次ヶ湯排水区を中心に、浸水解析に基づく水路断面の確保はもちろん弥次ヶ湯排水区への強制排水施設や調整池の整備を含めた雨水整備計画を策定し、早急な浸水対策を図り、安心安全な市街地の形成に努める。

生活排水処理施設については、合併処理浄化槽を基本に導入促進を図りながら、地域の実情に合わせた各種事業の導入を進める。

また、し尿処理については、指宿広域汚泥リサイクルセンターによる適正処理に努める。

鰻地区生活排水処理施設については、排水処理施設への送水管が鰻池湖畔に敷設されており、景観上の指摘を受けているため、今後、本施設に極力雨水を流入させないための施設整備及び送水管の移設整備が肝要である。

(3) 廃棄物処理施設

環境問題は地球レベルの問題であると同時に、地域での行動が求められる地域問題でもある。

ごみの再資源化の促進を図るとともに、ごみ処理施設及び管理型最終処分場の整備を図り、広域でのごみ処理体制を確立する。

ごみ処理施設は、指宿市清掃センターと頼娃ごみ処理施設があり、両施設とも老朽化が進んでおり、指宿広域市町村圏組合による2施設を統合した新たな処理施設の建設が平成29年4月の供用開始に向けて指宿市清掃センター敷地内で進められている。

また、広域組合による管理型最終処分場のうち増設処分場及び管理棟（浸出水処理プラント）が平成26年4月1日から供用開始され、再生処分場は平成29年度供用開始に

向けて今後も整備を進める。

また、ガレキ類の埋め立て処理を行う安定型最終処分場についても、指宿市清掃センター、山川ごみ処理場、開聞ごみ処理場の適正な運営と維持管理に努める。

こうした行政による取り組みと並行して、地域住民や事業者の新エネルギー設備などの導入支援策の充実、廃食油リサイクルやごみ減量活動などの環境保全活動に対する支援を行い、地域住民、事業者、行政が一体となって環境にやさしい地域づくりを進める。

(4) 火葬場

火葬場については、これまでも設備の維持補修を行いながら施設の延命化に努めてきたが、年次的な設備の補修計画を立て、適切な施設管理に努める。

(5) 消防施設

消防防災については、多様化・複雑化する火災・災害等に対応するため、予防体制の強化と消防装備の近代化、施設設備の拡充を図る。

また、治山・治水対策を進めるとともに、自主防災組織の育成や情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図る。

さらに、災害危険箇所の把握・点検・周知などを徹底し、地域住民への迅速な対応を図る。

(6) 公営住宅

公営住宅については、公営住宅等の長寿命化を図る計画に基づいた改修と個別修繕を行うことにより住宅の質を改善し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

また、安定した住宅の確保のため、公営住宅の建て替えも計画的に推進するとともに、一層の効率的かつ円滑な維持管理を進める。

(7) その他

墓地については、市が管理する市営小田墓地公苑の適正な維持管理に努める。

区画整理については、土地区画整理事業を活用することで、宅地の利用増進が図られ、良好な都市機能の維持、住みよい市街地の形成が行われる。今後も、土地区画整理事業を推進し、市民の生活環境改善のため、道路、公園、その他の公共施設の整備改善を一体的に行う。

省エネルギーについては、各施設の計画的な機器更新などの省エネルギー化を図るとともに、今後建設される施設については、省エネ措置及び維持保全を図る。

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組む。

また、次世代自動車用の充電設備の整備を促進し、低炭素社会の実現、自然が調和する地球にやさしい社会づくりも合わせて取り組む。

公害防止については、畜産事業者等に対し適切な排水処理施設の維持管理、施設の清掃やふん尿の適切な処理を求めるとともに、農業従事者に対しては、施肥後の速やかな

耕耘を周知する。また、悪臭防止、水質浄化に役立つ微生物活性化資材等の更なる普及拡大に取り組む必要もある。さらに、有害生物の生息域の拡大を防ぐため駆除等に取り組む必要がある。

治山・治水については、災害の未然防止、自然災害対策の強化の観点から、護岸改修や急傾斜地の崩壊対策等に積極的に取り組み、河川については、自然環境の保全にも配慮した川づくりに努める必要がある。

海岸の侵食対策については、高潮・高波等から背後の住宅等への越波・浸水被害を軽減する施策を各海岸管理者と連携し積極的に取り組む必要がある。

特に、国直轄事業として事業化された指宿港海岸整備事業については、早期完成に向け取り組むとともに、防災機能の強化はもとより、地域活性化の核となる魅力ある海辺空間の形成に努める。

空き家問題は、適正な維持管理が行われない場合、倒壊・崩壊、屋根・外壁の落下、火災の発生の恐れはもとより、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化など周囲に及ぼす影響は深刻であることから、地域住民の生命、身体及び生活環境を保護する観点から、空き家の所有者等に対して適正な維持管理と倒壊の恐れがあるなどの危険な状態にある廃屋等は解体撤去を促す必要がある。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考		
3 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	池田配水池整備工事	指宿市			
		管路新設工事	指宿市			
		管路更新工事	指宿市			
		水道事業施設整備事業(各配水池施設)	指宿市			
		岡元平配水池整備工事	指宿市			
		岡元平水源地整備工事	指宿市			
		水道事業施設整備事業(各浄水池施設)	指宿市			
		畠久保地区飲料水施設整備費(維持管理費)	指宿市			
		尾下地区水道整備事業(維持管理費)	指宿市			
		尾下地区水道整備事業(配水池増設工事)	指宿市			
	その他	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道整備補助事業 (污水管新設事業)	指宿市		
			下水道整備補助事業 (污水处理場等長寿命化事業)	指宿市		
			下水道整備単独事業 (污水管新設・取付管新設事業)	指宿市		
			下水道整備補助事業 (雨水幹線新設・水路改修事業)	指宿市		
			下水道整備補助事業 (新潟口雨水ポンプ場建設事業)	指宿市		
			下水道整備補助事業 (弥次ヶ湯ポンプ場建設事業費)	指宿市		
			浄化槽設置整備補助金	指宿市		
			その他	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	頰娃ごみ処理場管理費	広域組合
	管理型最終処分場施設整備費	広域組合				
	新ごみ処理施設整備費	広域組合				
	山川ごみ処理場業務委託料	指宿市				
	山川ごみ処理場借地料	指宿市				
	開間ごみ処理場借地料	指宿市				
	その他の施設維持管理費	指宿市				
	汚泥リサイクルセンター管理費	広域組合				
	塵芥処理車購入(指宿・山川地域)	指宿市				
	し尿処理施設 その他	(4) 火葬場			火葬場維持管理事業	指宿市
			(5) 消防施設	高規格救急自動車購入負担金	消防組合	
				消防自動車購入負担金(はしご車)	消防組合	
	消防自動車購入負担金(災害対策車)	消防組合				

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(5) 消防施設	消防自動車購入負担金(防火広報車)	消防組合	
		消防無線デジタル化整備事業費負担金	消防組合	
		消防指令システム整備事業費負担金	消防組合	
		消防施設整備費	指宿市	
		分団消防車庫建設事業費	指宿市	
		小型動力ポンプ購入(12台)うち1台	指宿市	
		耐震性貯水槽新設(補助事業)	指宿市	
		消火栓設置・修理負担金	指宿市	
		指宿分団2部車庫改修工事	指宿市	
		指宿分団1部車庫屋根改修工事	指宿市	
		浜児ヶ水分団車庫建設用地購入	指宿市	
		消防ポンプ自動車購入(8台)	指宿市	
		開聞コミュニティー消防センター屋根等改修工事設計委託料	指宿市	
		開聞コミュニティー消防センター屋根等改修工事費	指宿市	
	(6) 公営住宅	住宅・建築物安全化促進事業費(木造住宅耐震化補助金)	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事 1団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事 9団地	指宿市	
		既設公営住宅建替用地測量委託	指宿市	
		既設公営住宅建替用地購入費	指宿市	
		既設公営住宅建替土地遺跡確認調査	指宿市	
		既設公営住宅建替工事 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替移転助成費	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事監理業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事監理業務委託 9団地	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事設計業務委託 2団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事設計業務委託 6団地	指宿市	
		既設公営住宅建替工事設計業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替工事監理業務委託 1団地	指宿市	
(7) 過疎地域自立促進特別事業	LOVEいぶすき推進事業	指宿市		
	衛生害虫駆除事業	指宿市		
	地区共同墓地環境整備補助金	指宿市		

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	指定ごみ袋製造費	指宿市	
		ごみ収集所ごみかご製造費	指宿市	
		指宿市環境衛生協力会補助金	指宿市	
		環境保全対策事業	指宿市	
		海岸漂着物地域対策推進事業	指宿市	
		生ごみ処理機器購入補助金	指宿市	
		常設収集所分別指導委託費	指宿市	
	(8) その他	水質検査業務委託料	指宿市	
		臭気測定委託料	指宿市	
		自動車騒音測定委託	指宿市	
		池田湖水質環境保全対策協議会負担金	指宿市	
		鰻地区生活排水処理事業	指宿市	
		廃棄物搬入受付点検指導員雇用費	指宿市	
		資源ごみ収集, 中間処理等委託経費	指宿市	
		指定法人委託費	指宿市	
		廃棄物指導員, 監視員経費	指宿市	
		資源ごみ分別推進その他経費	指宿市	
		一般廃棄物収集運搬事業	指宿市	
		ごみ処理施設維持管理事業	指宿市	
		市営小田墓地公苑管理費	指宿市	
		河川改修事業	指宿市	
		河川維持業務管理費	指宿市	
		県単急傾斜地崩壊対策事業	指宿市	
		単独災害復旧事業費	指宿市	
		東方海岸堤防等老朽化対策緊急事業負担金 フレアー護岸L=1,360m	鹿児島県	
		湊土地区画整理事業費 A=7.4ha	指宿市	
		十町土地区画整理事業費 A=32.9ha	指宿市	
		都市下水道単独事業費	指宿市	
		住宅・建築物安全化促進事業費(がけ地近接 等移転事業補助金)	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 高齢者の保健及び福祉

本市では平成26年度における高齢者比率が34.1%に達しており、3人に1人が高齢者という状況になっている。本格的な高齢社会が到来し、同時に過疎化や少子化も深刻化しつつある本市にとって、保健・医療・福祉の充実を図りながら、生涯を安心して送ることができる福祉社会を実現することは、緊急かつ最大の課題である。

生活習慣病予防の重視と医療費の適正化の観点から、メタボリックシンドロームという概念に着目した特定健康診査、特定保健指導が平成20年度から実施されている。この事業の効果を発揮するためには受診率等の向上を図ることが課題となるが、受診率の目標値を達成できていない状況にあり、平成21年度から各地区単位で健康推進員を配置し、受診勧奨等を行っている。

また、各種がん検診についても胃がん、子宮がん、大腸がん検診において県平均を下回っている状況にあり、受診しやすい環境づくりのため、土・日曜検診及び脱漏検診を試行しているが、1日単位での受診者は多いが、全体的には伸びていない状況にある。

平成12年度から介護保険制度が導入され、要援護高齢者を取り巻く環境が大きく変化した。特に本市は、75歳以上の後期高齢者の割合や高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯が多いため、寝たきりや認知症の高齢者が増える確率が高く、介護給付費の増加に伴い地域住民の負担も高くなることが予想される。こうした課題に対応し、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、高齢者の自立支援と尊厳を基本とし、介護予防の推進、地域包括ケアの推進、サービスの質の向上、介護事業運営の適正化などが重要な課題となっている。

老人福祉センターについては、建築から数十年を経過し、施設や附帯設備の老朽化が進行しているため、適切な補修が必要となっている。

(2) 児童、母子（父子）の保健及び福祉

一人の女性が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率は、全国平均をやや上回って推移しているものの、少子高齢化は依然として進行している。急激な少子化の進行が及ぼす社会保障、経済活力、社会の活力、家庭生活などへの影響については、多くの人が危機感をもっており少子化対策は最重要課題の一つとなっている。

子どもを取り巻く環境は、いじめや不登校、児童虐待や連れ去り事件が全国的に多発し、生命を奪う悲惨な事態も起こっており、子どもの人権擁護や安全性の確保が急務となっている。

少子化が急激に進行する中で子育て家庭が仕事と育児を容易に両立させ、働きながら子どもを生み育てやすい環境を整備することが重要な課題であることから、保育所等の機能を充実させるため延長保育促進事業、一時預かり事業、地域子育て支援センター事業などを実施してきた。

また、家庭、学校、地域社会が一体となり地域ぐるみで、心豊かな教育の推進や体験

活動を通じた自ら学ぶ力の育成を進める中で、保育所、幼稚園、認定こども園などの機能を活用した放課後児童健全育成事業などを実施しながら児童の健全育成を図っている。

本市の母子・父子世帯数は、社会情勢の変化やライフスタイル※の変化に伴い増加傾向にある。子どもの養育と生計維持など、労苦を強いられる家庭の健康を保持し生活の安定を図るため母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭等医療費の助成を実施すると共に自立に向けた経済的な自立を図る支援としてひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、児童の福祉増進を図っている。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害者の就労支援及び地域生活への移行を図りながら、市民が相互に尊重し、障害者が地域の中で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。

近年、障害の重度化・重複化・複雑化・障害者の高齢化が進んでおり、障害者のニーズも多様化してきている。このような状況の中、地域の実情も十分踏まえた上での効率的・効果的な支援事業の展開が求められている。

また、サービス基盤の整備、相談支援体制の充実など関係機関との連絡調整の強化を図っていく必要がある。

2 その対策

(1) 高齢者の保健及び福祉

高齢化が進む中、在宅を中心とする介護体制の確立が大きな課題となると同時に、介護を必要としない健康な高齢者で満ちあふれた社会づくりが必要である。

そこで、健康に一生を過ごせる健幸のまちづくりを目指し、行政、医療・福祉機関などが一体となって介護予防事業や予防医療の重点的推進を図る。また、シルバー人材センターの充実など、高齢者の多種多様な技術・技能などを活用するための諸施策を進める。

介護が必要な高齢者に対しては、制度に対する理解度の向上及びサービス利用の促進を図るとともに、介護サービス事業者に対しては介護サービスの適正化について指導を充実する。併せて、地域包括支援センター※等では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。

また、在宅介護を支える介護家族などに対しては、介護負担を軽減し家庭で介護ができるような支援策の強化を図る。さらに、家族による在宅介護が困難な高齢者なども多いことから、自宅に替わる在宅介護機能を持つ施設の充実を図る。

さらに、老人福祉センターの施設や附帯設備の補修を行ない、適切な更新を行うことで、高齢者の健康づくりや生きがいがづくりの拠点としての機能を保持し、老人福祉の中

※ ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方

※ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために各区市町村に設置される機関

核施設としてさらに活用を図っていく。

健康づくりは、市民一人ひとりが自主的に取り組むことが基本になるが、きっかけづくりと地域単位での健康志向を高めることも必要になる。

そのため、市の健康づくりへの重点的取り組みとして、温泉等を活用した健康づくりの推進、規則正しい食習慣の推進、市民一人1スポーツの実施、がんの早期発見・早期治療のための受診率向上、いきいきと活躍できる生涯現役社会の実現の5事業を健康づくりに関係する団体と連携しながら実施する。

(2) 児童、母子（父子）の保健及び福祉

少子高齢化が進む中、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育ての両立を支援することができる地域の教育・保育体制の充実が必要である。

新たに策定された、子ども・子育て支援事業計画により、地域のニーズに即した確保方策の実施と質の向上を図るとともに、地域子育て支援センターや保健センターを中心とした、子育てに関する相談の充実や家庭教育学級の開設など、子育て世代に対する支援体制の強化に努める。

また、子育てサークルの育成や交流の場の充実に努めるとともに、子育て支援を円滑に利用できるよう情報提供などを行う、利用者支援事業の実施に向けて取り組む。

延長保育や一時預かり事業などについては、引き続き充実に努めるとともに、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保し、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ等の充実に努める。

さらに、育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター※事業の実施に取り組む。

ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援のほか、就業に必要な技能・資格等の取得支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施し、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努め、障害者の就労支援、地域生活への移行、社会参加に向けた取り組み等を強化する。

また、障害者の多様化するニーズに対応するため、市内の障害者サービス事業所に相談支援事業を委託し、それらを中心として、設置されている指宿市地域自立支援協議会及び自立支援協議会の下部組織である各専門部会を活用し、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有、連携強化、障害者の権利擁護等の障害者への支援体制の整備を図る。併せて、障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安心・安全に暮らせる社会づくりを進める。

※ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	山川老人福祉センター施設修繕	指宿市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	いぶすきふれ愛フェスタ補助金	実行委員会	
		福祉スポーツ大会開催補助金	実行委員会	
		敬老祝金支給事業	指宿市	
		砂むし温泉入浴事業	指宿市	
		シルバー人材センター設置事業	指宿市	
		緊急通報体制等整備事業	指宿市	
		福祉はり, きゅう等施術料助成事業	指宿市	
		紙おむつ等支給事業	指宿市	
		在宅介護支援センター運営事業	指宿市	
		「食」の自立支援事業	指宿市	
		高齢者訪問給食サービス事業	指宿市	
		生きがい対応型デイサービス事業	指宿市	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	指宿市	
		緊急ショートステイ事業	指宿市	
		生活支援型ホームヘルプサービス事業	指宿市	
		児童居宅生活支援事業(児童発達支援)	指宿市	
		児童手当支給費	指宿市	
		児童扶養手当費	指宿市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	指宿市	
		子ども医療費助成費	指宿市	
		高齢者日常生活用具給付等事業	指宿市	
		在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業	指宿市	
		児童保護措置事業費	指宿市	
		訪問理容・美容助成事業	指宿市	
	高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費	指宿市		
	老人福祉車購入費助成事業	指宿市		
地域子育て支援拠点事業	指宿市			
(9) その他	高齢者クラブ助成事業	指宿市		
	地域見守りネットワーク支援事業	指宿市		

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(9) その他	地域生活支援事業費	指宿市	
		障害者支援費	指宿市	
		病児保育事業	指宿市	
		延長保育促進事業	指宿市	
		放課後児童健全育成事業	指宿市	
		ひとり親家庭等学習支援事業	指宿市	
		保育所地域活動事業	指宿市	
		ファミリー・サポートセンター事業	指宿市	
		一時預かり事業	指宿市	
		自立支援教育訓練給付金	指宿市	
		高等職業訓練促進給付金	指宿市	
		母子保健推進事業費	指宿市	
		健幸のまちづくり推進事業	指宿市	
		健幸ポイントプロジェクト推進事業	指宿市	
利永保育所管理・運営費	指宿市			

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第6章 医療の確保

1 現況と問題点

現在の救急医療体制は、救急患者の容態別にみると、第一次救急医療を軽症、第二次救急医療を重症、第三次救急医療を重篤と区別して、救急医療機関の役割分担や連携が図られている。しかしながら、軽症での救急要請が増加しているため救急車が常に出動中となってしまうなどの問題も生じている。

市内の救急医療体制は、休日や夜間における比較的軽症な救急患者に対応するための第一次救急医療として、在宅当番・救急医療情報提供実施事業の実施、その後方支援となる第二次救急医療体制として病院群輪番制病院運営事業を実施している。

また、直ちに救命措置を要する重篤な救急患者に対する第三次救急医療については、鹿児島市内の医療機関に搬送しなければならない。そのため、ヘリポートの整備を行い、平成21年12月から鹿児島県消防・防災ヘリコプター活用による急患搬送業務についても消防組合や医師会と連携して実施している。さらに、平成23年12月から運航を開始した鹿児島県ドクターヘリと平成26年10月から「鹿児島県ドクターヘリ補完ヘリの救急患者搬送に関する協定」を締結した民間医療用ヘリでの救急搬送体制となっている。

なお、病院群輪番制病院運営事業は外科、内科の1～2医療機関で運用となっているが、外科医不足など、実施体制に係る検証が必要になっている状況である。

独立行政法人国立病院機構指宿医療センターは、地域医療及び救急医療の拠点として位置付けられており、中でも、産婦人科は、指宿地区医療圏内居住者や里帰り出産など、圏域において唯一分娩が可能な施設となっている。

地域に暮らす人を増やし、地域の経済力や活力を維持していくためには、未来を担う子どもを安心して産み育てやすい地域にすることが必要であり、子育てと仕事の両立を支援する体制づくりや、妊娠・出産や子どもの急病時における不安解消のための体制づくりなど、より一層の環境整備が必要である。

2 その対策

救急医療については、医師会や消防組合など関係機関などとの連携により、救急医療体制の充実を図り、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

病院群輪番制病院運営事業については、かかりつけ医機能の強化を前提に運用しているが、定期的に救急医療現場の検証を行い、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。

また、鹿児島県ドクターヘリによる救急搬送業務を継続して実施する。

九州大学病院に地域医療支援寄附講座を開設し、南薩保健医療圏における地域医療のあり方及び整備方針に関する調査・研究を行うことで、南薩地域の医療体制の整備が図られるとともに、独立行政法人国立病院機構指宿医療センターにおける産科医の確保につなげる。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	狂犬病予防事業費	指宿市	
		健康増進事業	指宿市	
		地域医療支援講座設置寄附事業	指宿市	
		在宅当番・救急医療情報提供事業	指宿市	
		病院群輪番制病院運営事業	指宿市	
		未熟児養育医療給付事業	指宿市	
		定期予防接種事業	指宿市	
	(4) その他	県消防・防災ヘリ負担金	鹿児島県	
		県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請費負担金	鹿児島県	
		ドクターヘリ救急車搬送負担金	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第7章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。

しかし、少子化や就労形態の多様化など、社会環境が大きく変化している現代においては、家庭における教育力の低下が指摘されている。

現在、幼稚園等においては、教育課程や指導方法の工夫、遊具・教材などの整備充実に努めており、今後も、家庭や保育所、認定こども園^{*}、幼稚園、小学校、地域等が連携を深めながら幼児教育の充実に努めるとともに、より良い教育環境づくりを進める必要がある。

(2) 学校教育

少子・高齢化や過疎の進行により、小・中学校の児童生徒数は減少傾向にある。市内小学校の児童数は平成28年度から平成32年度までの推移としては、ほぼ横ばいの状況である。しかし、平成33年度に入ると、前年度よりも約50名減少することが予想される。また、中学校の生徒数については、平成28年度から平成32年度まで約50名の減少が見込まれており、各学校とも微増と微減を繰り返しながら、徐々に減少していくことが予想される。

これからは、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気風の確立に努め、郷土を愛し未来を拓く心豊かで健やかな人材を地域全体で育てていく必要がある。

学校教育については、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和を重視し、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ることが求められている。

また、本市には、市立指宿商業高等学校があり、市内はもとより周辺市から多くの生徒が入学している。少子高齢化や過疎化の進行により中学校卒業生数が減少を続ける厳しい状況の中で、商業の専門高校として上級資格取得や、キャリア教育の充実と体験学習等地域に密着した教育活動を実施し、専門高校の特色を生かした魅力ある学校づくりを推進し、これからの社会を担う人材の育成に努めていく必要がある。

小中学校の施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要である。平成27年度に構造体の耐震化は完了するものの、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化、老朽化した施設の大規模な改修や維持補修が課題となっている。

また、トイレの洋式化、空調機などの設備の整備及び情報化社会に対応した教育を推

※ 認定こども園

幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定するもの



進するためのICT*機器や多様な学習活動に対応した教育備品の充実を図る必要がある。

さらに、「指宿市望ましい学校環境整備計画」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくりを考える必要がある。

学校給食センターでは、安心、安全な給食を提供するため、より一層の安全管理、衛生管理に努める必要があるが、経年劣化による施設の老朽化や調理機器等の修繕など維持管理に係る経費が増加傾向にある。食育については、「献立表」や「給食だより」等を通じて、児童生徒・学校・保護者に対してバランスのとれた食の大切さ、給食の重要性について周知を図っているものの、栄養教諭が授業に参画する割合が少ない状況にある。さらに、地産地消の推進についても取り組んでおり、旬の野菜等についてはほぼ100%使用しているものの、通年での使用となると根菜類の使用量が多いことから地産地消率が低く抑えられる傾向にある。

(3) 社会教育

生涯学習の拠点として、校区公民館や図書館、市民会館などがその役割を果たすとともに、各地区の自治公民館や学校も社会教育の場として活用されている。

これらの施設を利用し、生涯学習の一環として市民講座をはじめ、体験事業や寿大学などを開設し、ライフステージ*に応じた学習機会を提供している。

今後の課題として、少子高齢化や高度情報化の進展など、社会環境が急速に変化する中で、市民が主体的に、また、いきいきと豊かに暮らしていくために、市民の「生きる力」や「社会をつくる力」を育む講座が求められている。

なお、校区公民館等の施設についても、築後かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい状況であることから、維持補修管理等を行いながら施設整備を行う必要がある。

家庭教育は、学校教育・社会教育につながる生涯学習の原点である。しかし、近年核家族化の進行などにより子育てに対し不安を抱く親が増えてきている。

また、家庭教育を支える地域社会においてもコミュニティの希薄化が進んでいる。

結果、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範規律や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭における教育力の低下が指摘されている。

青少年教育は、青少年を取り巻く環境の変化から、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化、情報化社会におけるトラブルなどが指摘されている。

※ ICT

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。学校現場においては、平成 23 年 7 月のテレビ放送の完全デジタル化に対応させるため、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に設置されているアナログテレビの買い替え等による視聴できる環境の整備、全国の小学校、中学校、高等学校等における教育用及び校務用のパソコン、校内LANの設備など、学校のICT環境の整備が行われている。また、デジタルテレビとパソコン・実物投影機等との連携、パソコン・校内LANを通じたインターネットの活用等により、わかりやすい授業の実現、子供たちの情報活用能力の育成も進められている。

※ ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家庭においては新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに区分される。

本市ではこれまで、小学校区を単位とした青少年育成会議の開催や各地域における子ども会活動の充実、「いぶすきふるさと探検隊」などの体験事業に取り組んできた。

また、次世代のリーダーを育成するため、ジュニア・リーダークラブなどの青少年団体活動を支援している。

本市においては「市民一人1スポーツ」の生涯スポーツが定着しつつあり、趣味や楽しみとして、あるいは健康づくりとしてスポーツ・レクリエーション活動が展開されている。

このため、だれでもできるニュースポーツや高齢者スポーツの普及が重要である。

また、指導者の育成については、地域住民がどのようなスポーツやレクリエーションを望んでいるか、その実態を把握し、各種指導者研修会やスポーツ少年団認定員養成講習会を積極的に活用しながら、指導者としての資質の向上に努める必要がある。

体育施設については、年次的に整備され、多様化、高度化するスポーツ活動に対応できる施設の充実が図られ、スポーツ環境が整いつつある。その反面、整備後年数が経過し老朽化している施設の中には早急な改修が必要なものもある。また、観光（温泉）と合わせたスポーツキャンプ等の誘致のための新たな施設整備も求められている。

2 その対策

(1) 幼児教育

基本的な生活習慣や社会性を身に付ける幼児教育の重要性を深く認識し、家庭や保育所、認定子ども園、幼稚園、小学校、地域が連携しながら、豊かな感性を持った幼児の育成に努めていく。

また、就園奨励費制度を活用し、保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

(2) 学校教育

少子化や情報化など社会的な変動や保護者、地域住民の価値観の多様化等により、学校を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、不登校やいじめ、学力の向上など様々な課題が山積している。そのような状況の中で、学校・家庭・地域が一体となって知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てる体制づくりが必要不可欠であり、その充実が求められている。

そこで、小・中学校においては、基礎的・基本的な知識・技能や思考・判断・表現力など学力の向上を図るために、児童生徒が課題意識をもち、主体的・協働的に取り組む教育活動を展開するとともに、個に応じた指導や、児童生徒が互いに高め合うなど指導法の改善に努めていく必要がある。

また、豊かな心を育むために、地域の人材を活用した教育活動を実践し、地域に根ざした教育を進めるとともに、読書活動や自然環境などを生かした体験学習を推進していく。併せて、国際化・情報化社会に対応するために全学校におけるICT機器の活用を通じた情報教育、小学校外国語活動を含む英語教育の充実を図るとともに、環境教育やキャリア教育の推進に努めていく。

さらに、食に関する情報を正しく理解し、望ましい食生活を実践するため、食について自ら考え判断する能力を養う「食育」を推進していく。

小中学校の施設については、平成23年3月に発生した東日本大震災で、天井材や照明器具、バスケットゴールなどの非構造部材の落下による甚大な被害が多数発生したことから、災害時に避難所となる体育館を優先的に、非構造部材の耐震化を図り、安全性を確保するとともに、老朽化している校舎等については、年次的・計画的に大規模な改修や維持補修などの施設整備を図る。

また、トイレの洋式化、空調機などの設備の整備及び校内LANを含めたICT機器などの教育備品の整備・充実に努める。

さらに、「指宿市望ましい学校環境整備計画」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくりを考え、将来を担う指宿の子どもたちにふさわしい教育環境の実現に努める。

市立指宿商業高等学校は、今後も中学校卒業者が減少していくことが予想される厳しい状況の中で、地元及び近隣市の中学校卒業者の入学促進と専門高校としての特色ある教育活動を通して、学校の活性化や魅力ある学校づくりを図りながら、上級資格取得や社会を担う人材を育成し、進学・就職実現を目指す。また、老朽化した施設の整備や合理化を図り施設の充実に努める。

学校給食センターについては、調理後の清掃の徹底や機器の手入れなど、毎日のメンテナンスを充実させ機器等の長寿命化を図る。衛生管理面では、調理配送委託事業者と連携し、食中毒発生防止や異物混入防止の徹底を図る。また、食育については、栄養教諭による各学校での「食に関する授業」が計画的に実施できるよう環境づくりに努めるとともに、人気のあるメニューを取り入れた「リクエスト給食」も継続して取り組んでいく。地産地消の推進については、「食育の日[※]」前後に実施している「指宿『旬』野菜の日」の充実に努めるとともに、指宿産の牛肉・黒豚肉等の使用や、市内の加工品についても給食食材への活用を図っていく。

(3) 社会教育

生涯学習は、市民一人一人が、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進の体制づくりに努める。

また、生涯学習環境の整備と学習成果を生かす体制づくりを推進するとともに、社会教育施設の充実に努める。

家庭教育は、子育てサロン「スマイルひろば」など子育て支援活動に関する取り組みを支援することにより、家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整え

※ 食育の日

食育基本法に基づく「食育推進基本計画」において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、毎月19日は「食育の日」として定められており、各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。

また、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として、毎年6月は「食育月間」として定められている。

るとともに、父親の意識向上を図り、子育てに関する知識を得ることにより良好な親子関係を築き、健やかな子育てができるよう支援する。

また、「家庭教育学級」など子育てに関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを推進する。

青少年教育は、次代を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携を深めながら、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成に努める。

「市民一人1スポーツ」運動のスローガンのもと地域住民がスポーツを楽しむまちづくりを進めるため、各スポーツ大会の開催や関連イベント、総合型地域スポーツクラブの育成などの充実を図り、地域に根ざした活動を拡充するとともに、多くの地域住民がスポーツに参加できる体制づくりを進める。

一方、体育施設整備については、市民のスポーツ・レクリエーションや健康に対するニーズを満たす施設整備はもちろんのことであるが、九州新幹線全線開業により人・物の交流も一層促進されており、県内ではスポーツキャンプ等の誘致が積極的に行われている。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本県では第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が開催される。今後は、これらに対応できる施設整備や改修が必要であることから、社会情勢や費用対効果等も考慮しながら整備計画等を策定し、観光と温泉を融合させた、イベント開催やスポーツキャンプ等が誘致可能な体育施設の総合的な整備を検討する必要がある。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校環境整備事業	指宿市		
		小学校施設維持・修繕費	指宿市		
		小学校大規模改造事業	指宿市		
		小学校トイレ整備事業	指宿市		
		小学校空調和設備設置事業	指宿市		
		中学校施設維持・修繕費	指宿市		
		中学校大規模改造事業	指宿市		
		中学校トイレ整備事業	指宿市		
		中学校空調和設備設置事業	指宿市		
		中学校校舎耐震化事業	指宿市		
		指宿商業高等学校校舎屋根防水工事	指宿市		
		指宿商業高等学校更衣室等屋根防水及び天井張替工事	指宿市		
		指宿商業高等学校蛍光灯LED化設計業務委託	指宿市		
		指宿商業高等学校蛍光灯LED化工事	指宿市		
		屋内運動場	小学校体育館耐震化事業	指宿市	
			中学校体育館耐震化事業(山川中学校体育館)	指宿市	
			指宿商業高等学校体育館非構造部材耐震補強工事	指宿市	
			指宿商業高等学校武道館非構造部材耐震補強工事	指宿市	
		屋外運動場	小学校グラウンド整備事業	指宿市	
			中学校グラウンド整備事業	指宿市	
		水泳プール	小学校プール改修事業	指宿市	
			中学校プール改修事業	指宿市	
			指宿商業高等学校プールろ過器取替工事	指宿市	
		給食施設	給食配送車購入事業	指宿市	
			給食調理用ボイラー取替事業	指宿市	
			指宿学校給食センター改修基本計画策定業務委託	指宿市	
		その他	小学校校内LAN整備事業	指宿市	
			小学校放送設備改修事業	指宿市	
			小学校ICT機器整備事業	指宿市	
			中学校校内LAN整備事業	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 その他	中学校放送設備改修事業	指宿市		
		中学校ICT機器整備事業	指宿市		
		指宿商業高等学校放送設備点検及び改修設計業務委託	指宿市		
		指宿商業高等学校放送設備改修工事	指宿市		
		小学校施設整備事業(その他)	指宿市		
		小学校児童用机・椅子購入事業	指宿市		
		小学校パソコン整備事業	指宿市		
		小学校ピアノ購入事業	指宿市		
		中学校施設整備事業(その他)	指宿市		
		中学校生徒用机・椅子購入事業	指宿市		
		中学校パソコン整備事業	指宿市		
		中学校ピアノ購入事業	指宿市		
		学校遊具新設置工事	指宿市		
		学校遊具修繕費	指宿市		
		指宿商業高等学校コンピュータ導入事業	指宿市		
	指宿商業高等学校備品購入費	指宿市			
	(3) 集会施設, 体育施設等 公民館	集会施設	公民館設置事業	指宿市	
			校区公民館洋式トイレ整備事業 (今和泉・柳田・魚見)	指宿市	
			魚見校区公民館駐車場整備事業	指宿市	
			柳田校区公民館駐車場整備事業	指宿市	
			指宿校区公民館駐車場整備事業	指宿市	
			中央公民館空気調和機設置	指宿市	
			丹波校区公民館空気調和機設置	指宿市	
		体育施設	市民会館基本設計及び実施設計	指宿市	
			市民会館新築工事	指宿市	
			山川文化ホール管理事業	指宿市	
			市民会館特殊建築物等法定外壁検査委託料	指宿市	
			指宿総合体育館バドミントンマット等備品購入	指宿市	
			指宿総合体育館大規模改修設計業務	指宿市	
			指宿総合体育館大規模改修工事	指宿市	
サンシティホールいぶすき人工芝生化等改修 工事設計業務			指宿市		

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(3) 集会施設, 体育施設等 体育施設	サンシティホールいぶすき人工芝生化等改修 工事	指宿市		
		サンシティホールいぶすき玄関サッシ枠修繕	指宿市		
		市営野球場照明殺虫燈修繕工事	指宿市		
		市営野球場大規模改修工事設計業務	指宿市		
		市営野球場大規模改修工事	指宿市		
		B&G山川海洋センター体育館照明昇降機修 繕	指宿市		
		開聞総合グラウンド改修工事	指宿市		
		開聞屋内運動場解体工事	指宿市		
		指宿テニス場クラブハウス等屋根修繕	指宿市		
		指宿テニス場コート壁塗り替え修繕	指宿市		
		指宿弓道場床等修繕	指宿市		
		市営陸上競技場クラブハウス床張り替え修繕	指宿市		
		市営陸上競技場トイレ排水管修繕	指宿市		
		山川武道館剣道練習場床修繕	指宿市		
		大成運動場改修工事	指宿市		
		B&G海洋センター体育館雨漏り改修工事設 計業務	指宿市		
		B&G海洋センター体育館雨漏り改修工事	指宿市		
		開聞総合グラウンド照明塔殺虫燈等修繕	指宿市		
		川尻ふれあい交流館屋根改修工事	指宿市		
		開聞武道館東側入りロドア修繕	指宿市		
		開聞武道館雨漏り修繕	指宿市		
		設維持管理事業 (指宿図書館エレベータ)	指宿市		
		施設維持管理事業 (指宿図書館空調機取替)	指宿市		
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	図書館	外国語指導助手招致事業費	指宿市	
			なのはな教室, 教育相談員	指宿市	
			スクールソーシャルワーカー活用事業費	指宿市	
			指宿市・千歳市青少年相互交流事業	指宿市	
			郷土教育人材活用事業	指宿市	
			キャリアスタートウイーク事業	指宿市	
			幼稚園就園奨励費補助金	指宿市	
			特別支援教育支援員配置事業費	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	成人式事業	実行委員会	
		市民講座事業	指宿市	
		少年育成センター設置事業	指宿市	
		青少年健全育成事業	指宿市	
		青少年劇場開催事業	指宿市	
		いぶすきふるさと探検隊事業	指宿市	
		校区青少年体験事業	実行委員会	
		親子キャンプ体験事業	実行委員会	
		青少年海外派遣事業	指宿市	
		家庭教育学級設置事業	指宿市	
		学校支援地域本部事業	指宿市	
	(5) その他	いぶすき子ども映画祭事業	指宿市	
		特別支援連携推進事業費	指宿市	
		こころのプロジェクト夢の教室事業	指宿市	
		鹿児島県立山川高等学校支援活性化対策協議会補助	指宿市	
		寿大学開設事業	指宿市	
		永化観光経営高等学校生ホームステイ事業費	指宿市	
		指宿商業高等学校スクールカウンセラー事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第8章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

地域文化の振興に関する市民の要望は、既存施設の再整備に加えて、文化芸術に接する機会増大や、文化財の活用によるまちづくり、地域の芸術文化活動団体などのソフト事業充実への支援へと移り変わっているものと考えられる。

このような中、指宿市における文化芸術活動は、指宿市文化協会が中心となり、文化祭の開催やシルバー美術展の開催をとおして実践されており、市民が文化芸術に接する機会を確保しているだけでなく、人材発掘や、地域と連携した活動推進による地域コミュニティの活性化につながっている。

また、地域の文化財の活用に関しては、「指宿まるごと博物館」構想に基づき、地域文化財を生かした新たな活動も生まれており、「まちあるき」活動の実践や、地域の文化財マップ作成の計画立案などがある。将来的にこうした活動が全市的に展開されることで、地元への誇りの醸成と指宿市の新たな観光資源への注目によるコミュニティ・ビジネス[※]の創出に大きな期待が寄せられる。

その他、指宿市考古博物館時遊館^{じゅうかん コッコ}COCCOはしむれを「指宿の情報発信基地」と位置付け、企画展や各種イベントなどを実施することで地域文化の発信に努めている。この中で、指宿市全体を大きな「野外博物館」と捉え、それぞれの地区に存する歴史・文化などを「展示物」と見立て、地区の魅力を再認識できる機会となる「指宿まるごと博物館」構想の普及に努めている。

このような現状の中、文化財の保存と継承については、地域の文化財を保存管理する人材の高齢化、郷土芸能や伝統工芸などの保存伝承活動を行うための人材不足、地域文化の掘り起こしとその活用を推進するための体制の未整備、地域文化に関する知識の継承活動の停滞、そして地域コミュニティの弱体化といった課題がある。

文化活動の拠点となる施設については、指宿市民会館、山川文化ホール、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれ、薩摩伝承館、岩崎美術館及び指宿市立図書館などがあるが、施設の老朽化といった深刻な状況を受けての施設再整備計画の立案や各施設の相互連携による施設を利用したソフト事業の展開、ソフト事業を担う地域の人材の育成及び組織化を図りながら、それらとの連携がこれからの課題である。

2 その対策

地域文化には、地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動、そして、地域の歴史・風土・民俗・自然・産業等の各種文化財に関する三つの側面がある。

※ コミュニティ・ビジネス

地域（コミュニティ）等におけるニーズや課題について、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり人の生き甲斐（居場所）などをつくり出したりすることが目的や役割となる場合が多い。

地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化の振興には、地域コミュニティ※の健全な育成と担い手となる人材育成が不可欠である。

このために、郷土芸能保存会といった団体の活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられる。

また、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動の振興には、住民の活動成果を発表する場の確保が不可欠である。

このためには、文化協会と地域との連携を促進するとともに、市内各地域における発表の場の確保のために、文化協会の活動支援を行う必要がある。

そして、歴史等を中心とした各種文化財に関しては、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれを拠点に文化財の調査や記録をとおした地域資源の掘り起こしと、新たな価値を付加しながら情報の集約・発信を行っていく必要がある。

このような観点から、市内の文化をより深く知り、活用し、享受するために、パンフレットの作成や映像記録の作成、看板などの総合的な整備に取り組み、それらを基に、郷土意識の醸成を目指すとともに、地域コミュニティ活性化の中心核の一つとして文化財を活用し、併せて人材育成を図っていく。

文化継承については、学校支援本部事業などの社会教育的視点に立った既存の事業との連携を図るとともに、先進的な地域と連携しながら、地域における指導者の育成も必要である。

地域文化の拠点となる市内の施設に関しては、老朽化への対策を講じ、全市的な利用促進を図り、学習機会を均等に提供できるようにしていく必要がある。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興	(1) 地域文化振興施設等 その他	指宿市考古博物館空気調和設備改修工事	指宿市	
		指宿市考古博物館防水・エレベーター改修工事	指宿市	
		指宿市考古博物館外壁改修工事	指宿市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	シルバー美術展開催事業	実行委員会	
		視聴覚ライブラリー運営事業	指宿市	
	(3) その他	刻み地蔵保存整備事業	指宿市	
		遺跡確認調査事業	指宿市	
		松尾城基本調査事業	指宿市	
		今和泉島津家墓地国指定化事業	指宿市	
		橋牟礼川遺跡報告書作成	指宿市	
		指宿市考古博物館企画展開催事業	指宿市	
		博物館講座開催事業	指宿市	
		指宿市考古博物館展示リニューアル事業	指宿市	
		時遊館COCCOはしむれソフト事業	指宿市	
		文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	指宿市	
県指定文化財リュウガン治療・環境保全整備委託	指宿市			

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第9章 集落の整備

1 現況と問題点

(1) 地域で支えあう活動

集落に代表される地域コミュニティ※は、お互いが支え合い、協力し合いながら、その活動を営んできている。

しかし、近年の人口減少、核家族化、生活の変化、価値観の多様化などにより、地域を支える人材不足をはじめ自治活動に関する地域住民の意識の希薄化、組織の脆弱化が進む一方、地域における課題は多様化・増大化する傾向にある。

また、高齢化率が50%を超える集落の数が、市町村合併以後約10年間で倍増しており、この数はさらに今後も増加すると考えられている。

人口減少とともに、公共サービスを担う行政資源も減少していくという過酷な状況の中、地域生活者一人ひとりの日常を支えていく持続可能な地域社会を形成していくためには、それぞれの集落内の住民自らが当事者意識を持ちながら考え、取り組んでいくことが求められている。

(2) 新たな地域コミュニティ

人口減少を克服していくための基本的視点として、地域の特性に即した地域課題解決の取り組みが必要である。

また、近年、地域住民の日常生活での困りごとは多様化・増大化してきており、行政や自治会だけでは解決できない課題が山積している。

そして、今後の人口減少社会では、地域内の日常を支えていた様々なサービス機能（医療、介護、福祉、商業、金融、教育等）が縮小し、孤立する高齢者等が増えると考えられている。

このような中、住民同士のつながりの再生・強化を図り、豊かで安全・安心な地域社会を持続可能なものにしていくためには、協働の担い手となりうる多様な主体（市民、行政、地縁団体、NPO※、企業、ボランティア団体等）が連携する新たな仕組みや市民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くような新たな施策の展開が求められている。

(3) 地域内分権

これまで行政は、公平性・公正性の確保という観点から、画一的な施策を行ってきた。

しかし、これからは、それぞれの地域実情を尊重し、住民ニーズや特性に配慮した施策が求められている。

それぞれの地域実態に即した新たな地域コミュニティが創出され、地域でなければ解

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

決できない、あるいは地域で取組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題解決の取り組みが必要になってきている。

今後、このような地域自らの責任において、自主的・主体的にまちづくりを担っていくような地域内分権のしくみづくりを進めていくためには、これに連動する行政構造の見直しが必要となる。

2 その対策

(1) 地域で支えあう活動

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを基本に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指す。

そのため、市民全体が地域活動に対する理解を深めていく取り組み、自助・共助・公助の補完性の原則に基づく取り組み、地域間連携の取り組み、NPO[※]等他団体との協働による取り組みを促進する。

(2) 新たな地域コミュニティ

協働のまちづくり指針や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、男女共同参画基本計画の趣旨に基づき、それぞれの地域が保有する多様な地域資源（人材を含む）を生かしながら、地域の総意による、地域に密着した、地域が必要とするサービスなどを協議する場づくりを進め、それぞれの地域や住民が抱える課題（困りごと）を自ら解決することができるような地域力を創造する新たな地域コミュニティ組織（コミュニティプラットフォーム）づくりを促進する。

また、関係機関と連携しながら、地域全体で個人が抱える困りごとのリスクを分散・軽減し、個人の生活における安全・安心を保障する仕組みづくり（「地域におけるセーフティネット」の仕組みづくり）を推進する。

(3) 地域内分権

協働のまちづくり指針の趣旨に基づき、それぞれの地域において、将来、安全・安心で豊かな地域生活を維持していくためには、地域住民自らが自分たちの手でつくりあげる地域コミュニティ計画を着実に実行していく必要がある。

地域と行政は、これまで以上に対等なパートナーシップの関係を築き、互いに理解・尊重し、協働してまちづくりを進めていかなければならない。

そのため、これまで画一的であった公共サービスの見直しを進めていくほか、市全体で市民参加・協働に関する自治の基本原則等の共有化を図るとともに、住民主体のまちづくり活動・事業に必要な環境整備を行っていく。

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会加入促進事業	指宿市	
		公民館建設補助事業	指宿市	
		広報用放送施設補助事業	指宿市	
		安全灯維持費補助事業	指宿市	
		安全灯施設補助事業	指宿市	
		新たな地域コミュニティ組織モデル事業	指宿市	
		コミュニティアドバイザー配置事業	指宿市	
		地域内分権推進会議事業	指宿市	
	(3) その他	自治公民館連絡協議会支援事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。

第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 自然エネルギーの利活用

本市は、市域を霧島火山帯が縦断し、地熱の潜在性が高い地域である。賦存する地熱は市民の共有財産であるとともに、貴重な宝でもある。先代から引き継いだこの貴重な財産を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。

一方、人口減少が続く中、次世代のニーズを損ねることなく、現在の世代のニーズに適合するように地熱を有効に活用し、その恵みを享受することによって、産業や地域を活性化していくことも、今を生きる我々の責務でもある。

また、全国的に低炭素社会の実現に向けた取り組みが進められているため、温室効果ガス※の排出量の増加が顕著である事業所等における低炭素対策技術の導入が必要不可欠である。

(2) 定住促進

本市では、若年者の市外流出による少子高齢化や過疎化が進む中、若年世代の定住が図られていないのが現状である。現在、市内におけるI・Jターン者の定住を図るため、住宅の新築や購入にかかる費用の一部を助成し、定住促進対策に努めている。

(3) 共生・協働の人材育成

これまでの地域社会では、さまざまな会議等で物事を決めてきたが、その中でも地域にある多くの意見や考え方を反映することが難しい状況があった。

また、話し合いの参加者が固定化することで、新たな考え方を生み出しにくい環境となり、結果として、活動が形骸化したり、発展性を見い出せなかったりするといった状況になっている。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」の理念のもと、限られた地域資源（人・物・金等）を活用しながら地域課題を解決するための地域活力を引き出していくためには、市民や事業者、行政など多種・多様な主体が持っているアイデアや人材、ノウハウ、資金等を有効に活用し、新たな価値や取り組みを共に創ともつつくっていく「共創きょうそう」の考え方を持つ必要がある。

(4) 男女共同参画社会の形成

本市はこれまで、男女共同参画基本計画を策定し、各施策を通じた男女共同参画推進

※ 温室効果ガス

地球上の大気のうち、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。主に二酸化炭素、メタンなどが該当する。2013年11月に開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、日本は2020年までの温室効果ガス削減目標（2005年度比3.8%削減）を定めている。

の取り組みを行ってきたが、依然として家庭や学校、職場、地域など社会のさまざまな場で、性別等による固定的な役割分担意識や慣行などが存在している。また、政策等立案・決定過程への女性参画や仕事と家庭の両立支援の取り組みなど男女共同参画社会を実現していくための活動等が十分に定着化していない状況にある。

市民一人ひとりが「個」として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、性別・年齢・ライフスタイルなど多様なあり方を互いに認め合い、一人ひとりが人権尊重の意識を醸成していきながら、さまざまな男女共同参画社会形成のための取り組みを引き続き行うことが求められている。

2 その対策

(1) 自然エネルギーの利活用

市内の温泉地のうち、地熱の潜在性が高い山川伏目地区にあるヘルシーランド及び山川老人福祉センターの市有地の一部を使用して、同敷地内で地熱発電を実施し、併せて排熱水の多段階利活用を探る「地熱の恵み」活用プロジェクトを平成 27 年度から始動し、平成 30 年度の地熱発電稼働を目指す。

また、プロジェクトの果実を財源として、基金を造成し、地域コミュニティ※活動の活性化などを図る。

併せて、市庁舎をはじめとした公共施設に太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーの利活用を推進する。

(2) 定住促進

本市では、I・J ターン者が本市に住宅を新築または購入した場合、定住促進助成金を交付し、人口増とコミュニティの活性化を図っている。I・J ターン者が本市への移住を行いやすくするため、平成 27 年 3 月に条例改正を行い、対象年齢の引き上げや対象地域を市内全域にするなど条件の緩和を行った。

今後もホームページや広報紙等を活用して、I・J ターン者の定住促進制度について広報を行い、広く事業の周知を図る必要がある。

(3) 共生・協働の人材育成

市民や事業者、行政等が持つアイデアや人材、ノウハウ、資金等を持ち寄りながら地域固有の課題解決やまちづくりを進めていくための「共創の場づくり」を推進する。

「共創の場」では、市内全体のヒト・モノ・カネ・情報の緩やかな交流を促進し、相互間連携や対流による新たな価値の創造により、地域力の向上を図る。

(4) 男女共同参画社会の形成

指宿市男女共同参画基本計画に基づき、学校、家庭、職場、地域等が相互に連携し、人

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。



権尊重を基盤にした男女共同参画の理解浸透を深めるため、教育や学び、啓発の取り組みを推進する。

また、安全・安心な暮らしの実現のための取り組みや、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備の取り組み、あらゆる分野における女性活躍のための取り組みなど、市や地域、市民一人ひとりが互いに当事者意識を持ちながら進めていく、男女共同参画社会形成の取り組みを推進する。

3 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 自然エネルギーを利用するための施設	公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業	指宿市	
		「地熱の恵み」活用プロジェクト事業	指宿市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	定住促進対策費	指宿市	
		移住・定住・交流推進支援事業	指宿市	
		南薩移住大学創設事業	指宿市	
		Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業費	指宿市	
		定住情報発信強化事業	指宿市	
		NPO活動等支援事業	指宿市	
		共生・協働支援センター事業	指宿市	
		市民活動支援のための物品貸出事業	指宿市	
		市民活動補償保険事業	指宿市	
		シビックカフェ推進連絡会議	指宿市	
		シビックカフェ運営費	指宿市	
		協働カレッジ運営費	指宿市	
		シビックカフェ環境整備費	指宿市	
		市民参画共創事業	指宿市	
	花のまちづくり推進事業費	指宿市		
	花のまちづくり推進事業費	指宿市		
	(3) その他	第二次総合振興計画後期基本計画策定事業	指宿市	
		調和のとれた温泉資源活用事業	指宿市	
男女共同参画基本計画推進事業		指宿市		
男女共同参画基本計画策定事業		指宿市		
男女共同参画普及啓発事業		指宿市		
男女共同参画地域実践事業		指宿市		

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の自立促進につながる過疎対策の推進に努める。



事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	メディポリス指宿奨励金	指宿市	
		観光特急がつなぐ国際交流推進事業	実行委員会	
		海外まき網船水揚奨励金	指宿市	
		かつお漁船誘致事業	指宿市	
		山川みなと祭り負担金	指宿市	
		鯉節産地入札会補助金	加工業組合	
		鯉節製造技術者養成補助金	加工業組合	
		漁業後継者奨励金・漁業婚姻祝金	指宿市	
		漁業近代化資金利子補給事業	指宿市	
		つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・開)	各漁協	
		指宿市商工業制度資金利子補給助成金事業	受益者	
		いぶすき産業まつり負担金	実行委員会	
		商店街活性化支援事業補助金	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(指宿商工会議所)	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(菜の花商工会)	商工会	
		商店街街路灯維持費補助金	各団体	
		商店街街路灯設置補助金	各団体	
		鯉節宣伝普及事業費補助金	加工業組合	
		特産品振興事業	指宿市	
		さつま鯉節協会負担金	指宿市	
		鹿児島県特産品協会負担金	指宿市	
		特産品販路拡大支援事業	指宿市	
		地域商品活性化事業	指宿市	
		日本観光協会負担金	指宿市	
		九州観光都市連盟負担金	指宿市	
		県観光連盟負担金	指宿市	
		県観光誘致促進協議会負担金	指宿市	
		鹿児島観光コンベンション協会負担金	指宿市	
		鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金	指宿市	
		指宿地区美化協議会負担金	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	郷土料理開発研究会補助金	指宿市	
		指宿駅周辺を明るくきれいにする会	指宿市	
		いぶすきアロハのまちづくり実行委員会	観光協会	
		いぶすき菜の花マラソン	実行委員会	
		指宿トライアスロン大会スポーツフェスタ	実行委員会	
		いぶすき菜の花マーチ	実行委員会	
		九州学生弓道大会新人戦指宿大会	鹿児島大学	
		指宿温泉祭	実行委員会	
		いわさき白露シニアゴルフトーナメント	実行委員会	
		新魅力ある指宿まちづくり協議会負担金	協議会	
		観光情報誌作成事業	指宿市	
		指宿大好き体験運営事業	指宿市	
		県四地区観光連絡協議会負担金	指宿市	
		県教育旅行受入対策協議会負担金	指宿市	
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般)	指宿市	
		いぶすき広域観光推進協議会負担金	指宿市	
		国外誘致事業(旅費)	指宿市	
		県教育力受入対策協議会誘致事業(旅費)	指宿市	
		九州観光推進機構主催観光素材説明会	指宿市	
		国内誘客(国内誘客展開・県内旅費)事業	指宿市	
		指宿観光宣伝誘致促進事業	観光協会	
		インパウンド(旧韓国)誘致セールス事業(負担金)	指宿市	
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(特別)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業(奨励金等1万~10万円)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業(短期キャンプ奨励品1万円)	指宿市	
		スポーツ合宿奨励事業(誘致活動費)	指宿市	
		スポーツ・文化交流大使招へい事業	指宿市	
		指宿観光大使	指宿市	
		郷土会タッグロコミ事業	指宿市	
		雑誌・新聞広告事業	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業近代化資金利子補給事業	指宿市	
		農業振興資金利子補給事業	指宿市	
		農業経営基盤強化資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営活性化資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営改善支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜特別支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営改善緊急支援資金利子補給事業	指宿市	
		大家畜経営維持緊急支援資金利子補給事業	指宿市	
		青果物生産出荷安定基金協会負担金	基金協会	
		農業後継者就農奨励金	指宿市	
		いぶすきの豆・マメ・まめ祭り	実行委員会	
		多面的機能支払交付金事業費	指宿市	
		住宅・建築物安全化促進事業費(建築物耐震化促進事業補助金) 7棟	指宿市	
農業後継者結婚祝金	指宿市			
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流	(11) 過疎地域自立促進特別事業	市内循環バス運行事業	指宿市	
		山川・根占航路運航推進協議会負担金事業	協議会	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	LOVEいぶすき推進事業	指宿市	
		衛生害虫駆除事業	指宿市	
		地区共同墓地環境整備補助金	指宿市	
		指定ごみ袋製造費	指宿市	
		ごみ収集所ごみかご製造費	指宿市	
		指宿市環境衛生協力会補助金	指宿市	
		環境保全対策事業	指宿市	
		海岸漂着物地域対策推進事業	指宿市	
		生ごみ処理機器購入補助金	指宿市	
		常設収集所分別指導委託費	指宿市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	いぶすきふれ愛フェスタ補助金	実行委員会	
		福祉スポーツ大会開催補助金	実行委員会	
		敬老祝金支給事業	指宿市	
		砂むし温泉入浴事業	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	シルバー人材センター設置事業	指宿市	
		緊急通報体制等整備事業	指宿市	
		福祉はり, きゅう等施術料助成事業	指宿市	
		紙おむつ等支給事業	指宿市	
		在宅介護支援センター運営事業	指宿市	
		「食」の自立支援事業	指宿市	
		高齢者訪問給食サービス事業	指宿市	
		生きがい対応型デイサービス事業	指宿市	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	指宿市	
		緊急ショートステイ事業	指宿市	
		生活支援型ホームヘルプサービス事業	指宿市	
		児童居宅生活支援事業(児童発達支援)	指宿市	
		児童手当支給費	指宿市	
		児童扶養手当費	指宿市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	指宿市	
		子ども医療費助成費	指宿市	
		高齢者日常生活用具給付等事業	指宿市	
		在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業	指宿市	
		児童保護措置事業費	指宿市	
		訪問理容・美容助成事業	指宿市	
高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費	指宿市			
老人福祉車購入費助成事業	指宿市			
地域子育て支援拠点事業	指宿市			
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	狂犬病予防事業費	指宿市	
		健康増進事業	指宿市	
		地域医療支援講座設置寄附事業	指宿市	
		在宅当番・救急医療情報提供事業	指宿市	
		病院群輪番制病院運営事業	指宿市	
		未熟児養育医療給付事業	指宿市	
		定期予防接種事業	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備 考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	外国語指導助手招致事業費	指宿市	
		なのはな教室, 教育相談員	指宿市	
		スクールソーシャルワーカー活用事業費	指宿市	
		指宿市・千歳市青少年相互交流事業	指宿市	
		郷土教育人材活用事業	指宿市	
		キャリアスタートウイーク事業	指宿市	
		幼稚園就園奨励費補助金	指宿市	
		特別支援教育支援員配置事業費	指宿市	
		成人式事業	実行委員会	
		市民講座事業	指宿市	
		少年育成センター設置事業	指宿市	
		青少年健全育成事業	指宿市	
		青少年劇場開催事業	指宿市	
		いぶすきふるさと探検隊事業	指宿市	
		校区青少年体験事業	実行委員会	
		親子キャンプ体験事業	実行委員会	
		青少年海外派遣事業	指宿市	
		家庭教育学級設置事業	指宿市	
学校支援地域本部事業	指宿市			
7 地域文化の 振興	(2) 過疎地域自立促進特別事業	シルバー美術展開催事業	実行委員会	
		視聴覚ライブラリー運営事業	指宿市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会加入促進事業	指宿市	
		公民館建設補助事業	指宿市	
		広報用放送施設補助事業	指宿市	
		安全灯維持費補助事業	指宿市	
		安全灯施設補助事業	指宿市	
		新たな地域コミュニティ組織モデル事業	指宿市	
		コミュニティアドバイザー配置事業	指宿市	
		地域内分権推進会議事業	指宿市	
		定住促進対策費	指宿市	

自立促進 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	移住・定住・交流推進支援事業	指宿市	
		南薩移住大学創設事業	指宿市	
		Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業費	指宿市	
		定住情報発信強化事業	指宿市	
		NPO活動等支援事業	指宿市	
		共生・協働支援センター事業	指宿市	
		市民活動支援のための物品貸出事業	指宿市	
		市民活動補償保険事業	指宿市	
		シビックカフェ推進連絡会議	指宿市	
		シビックカフェ運営費	指宿市	
		協働カレッジ運営費	指宿市	
		シビックカフェ環境整備費	指宿市	
		市民参画共創事業	指宿市	
		花のまちづくり推進事業費	指宿市	